

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月26日
【計算期間】	第9期(自 2019年6月12日 至 2019年12月11日)
【発行者(受託者)名称】	三菱UFJ信託銀行株式会社 (以下「発行会社」又は「本信託受託者」という。)
【代表者の役職氏名】	取締役社長 池谷幹男
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	三菱UFJ信託銀行株式会社 インベスターサービス事業部 受託管理サービス室 主任調査役 出口 純一郎
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03(3212)1211(大代表)
【発行者(委託者)氏名又は名称】	該当事項なし。
【代表者の役職氏名】	該当事項なし。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項なし。
【事務連絡者氏名】	該当事項なし。
【電話番号】	該当事項なし。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

(注)本書において使用される用語については、別途定める場合を除き、以下の「参考：信託社債の概要 21 用語の定義」を参照のこと。

参考：信託社債の概要

1 利息支払の方法及び期限

(a) 本信託社債の利息は、適用利率で、本信託社債の払込期日の翌日(同日を含む。)から償還期日(同日を含む。)までこれを付すものとし、償還期日の後においては利息を付さないものとする。但し、本信託社債が2020年3月24日より後に償還される場合、2020年3月24日(同日を含む。)まで利息を付すものとし、2020年3月24日の後においては利息を付さないものとする。また、本信託社債が本「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限」(c)に従って早期償還期日に償還される場合で、早期償還期日が3月11日、6月11日、9月11日及び12月11日以外の日になる場合、早期償還期日の直前の3月11日、6月11日、9月11日又は12月11日(同日を含む。)まで利息を付すものとし、その後においては利息を付さないものとする。

(b) 各利払期日において、各利息計算期間に関し、前四半が年分の利息を支払うものとする。但し、当該利息計算期間が四半か年に満たない場合については、その四半か年の日割りをもってこれを計算し、四半か年を超える場合については、四半か年分の利息に、その四半か年を超える期間の利息(その期間が属する四半か年の日割りをもって計算する。)を加えることによりこれを計算する。また、強制的期限前償還事由が発生した場合の利息の支払については、本「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限」(b)に従うものとする。

(c) 上記(a)の規定に拘わらず、本「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限」(d)(i)に定める期限の利益喪失事由が発生した場合、当該期限の利益喪失事由が発生した日(同日を含む。)までの適用利率に基づく経過利息及び遅延損害金(もしあれば)について支払いを行うものとする。

2 本信託社債の償還の方法及び期限

(a) 満期償還

予定償還期日において、本信託社債は次のとおり償還される。なお、本(a)に基づく償還がなされる前に、本信託財産についての破産手続開始の決定がなされた場合には、本(a)は適用されず、下記(d)に従う。また、本(a)に基づく償還がなされる前に、強制的期限前償還事由が発生した場合、本(a)は適用されず、下記(b)に従う。

なお、本(a)が適用される場合において、本(a)(i)から(iii)に定める場合に該当した場合、発行会社は、速やかに、その旨を、発行会社のホームページに掲載するか、又は口座管理機関等を通じて社債権者に通知するものとする。

() 参照期間中のいかなる取引所営業日においても参照価格がロックイン価格を上回っているか、又は 判定価格が基礎価格以上であると、スワップ計算代理人が判断した場合、本信託社債は、予定償還期日に、本信託社債の金額100円につき金100円で、その全額が一括して償還される。

(ii) 参照期間中のある取引所営業日において参照価格がロックイン価格以下であり、かつ、判定価格が基礎価格未満であると、スワップ計算代理人が判断した場合、本信託社債は、予定償還期日に、本信託社債の金額100万円につき償還対象受益権口数の償還対象受益権及び交付残余現金額相当額の金銭(もしあれば)の交付により、その全額が一括して償還(代物弁済を含む。)される。但し、受渡混乱事由又は一時停止事由が発生し、かつ、予定償還期日までにかかる事由が解消されていない場合、予定償還期日における償還は行われず、発行会社がスワップ相手方から償還対象受益権及び残余現金(もしあれば)を受領した日の翌営業日において、かかる償還が行われるものとする。なお、かかる償還対象受益権及び残余現金(もしあれば)の受領が行われる前に、発行会社が、本件スワップ契約に基づき受領すべき償還対象受益権及び残余現金(もしあれば)に代わり、本件スワップ契約に基づき、償還方法決定日現在のかかる償還対象受益権の公正な経済価値に相当する金銭及び残余現金(もしあれば)相当額の合計額(以下「交付不能償還対象受益権現金額」という。)の金銭を受領した場合、かかる受領をした日の翌営業日において、本信託社債は、本信託社債の金額100円につき、交付不能償還対象受益権現金額を本信託社債の未償還元本残高で除したものに、100円を乗じた金額(小数点第4位未満の端数は切り捨てとする。)で、償還が行われるものとする。

(iii) 上記(ii)の規定に拘わらず、発行会社がその責めに帰すべき事由によらず、上記(ii)に従い償還対象受益権を交付すべき日(以下「償還対象受益権交付日」という。)において社債権者の全部又は一部に対し、償還対象受益権の交付を行うことができず(以下、かかる発行会社による交付を受けられない社債権者を個別に又は総称して「償還対象受益権交付不能社債権者」という。)、かつ、当該償還対象受益権交付日から10営業日後の日までに、発行会社が、全部又は一部の償還対象受益権交付不能社債権者に対し、償還対象受益権を交付できない場合には、かかる償還対象受益権交付不能社債権者に対する償還対象受益権の交付は行われぬものとし、かかる償還対象受益権交付不能社債権者が保有する本信託社債は、当該交付をすることができなかった償還対象受益権の全部を発行会社が本信託契約の定めに従って換価した上、当該換価が終了した日の翌営業日において、当該換価により得られた金銭から換価処分に要した費用、本「参考：信託社債の概要 3 発行会社の元利金支払いの方法及び順序」(b)(i)から(vi)までの支払いのうち未払いとなっているもの、及び本信託契約に定める信託報酬相当額を差し引いた金額を、当該償還対象受益権の交付を受けられなかった償還対象受益権交付不能社債権者に対し交付することにより償還されるものとする。なお、償還対象受益権の交付を受けられなかった償還対象受益権交付不能社債権者が複数存在する場合、当該各償還対象受益権交付不能社債権者の有する本信託社債の金額による按分により算出される金額(1円未満の端数は切り捨てとする。)をそれぞれ交付するものとする。また、償還対象受益権交付日から40営業日後の日までに当該交付をすることができなかった償還対象受益権の全部を換価するための約定手続きを行うことができなかった場合、当該償還対象受益権の処分価格を0円とみなし、償還対象受益権交付不能社債権者への償還対象受益権又はそれに替わる金銭の交付及び本信託社債の償還は行われぬものとする。

(b) 強制的期限前償還

上記(a)の規定に拘わらず、強制的期限前償還事由のいずれかが発生した場合、本信託社債は、強制的期限前償還期日に、強制的期限前償還期日に支払うべき遅延損害金その他の利息以外の金額(もしあれば)及び利息の支払いとともに、強制的期限前償還金額でその全額が一括して償還される。かかる場合において、強制的期限前償還事由が発生した日(同日を含む。)から強制的期限前償還期日までの間に利払期日が到来する場合、当該利払期日に支払われるべき利息の支払いは強制的期限前償還期日まで繰り延べられる。但し、下記(f)(イ)(v)但書が適用される場合において、強制的期限前償還利用可能資金が本信託社債の未償還元本残高並びに強制的期限前償還期日に支払うべき遅延損害金その他利息以外の金額(もしあれば)及び利息の金額の合計額に満たない場合、本信託社債は、本信託社債の金額100円について、(i)強制的期限前償還金額(もしあれば)、及び(ii)下記(f)(ロ)により本信託社債に係る支払いに代えて現状有姿交付すべき裏付証券その他本信託財産に属する金銭以外の財産(もしあれば)の交付により、強制的期限前償還期日に支払うべき遅延損害金その他の利息以外の金額(もしあれば)及び利息の支払いとともに、その全額が一括して償還される。また、遅延損害金その他の利息以外の金額(もしあれば)及び利息の支払いは、強制的期限前償還利用可能資金が本信託社債の未償還元本残高を超過する場合に、各本信託社債の金額100円につき、当該超過額を本信託社債の未償還元本残高で除した値に100円を乗じた金額(小数点第4位未満の端数は切り捨てとする。)の限度においてのみ行われる。

強制的期限前償還事由のいずれかが発生した場合、発行会社は、速やかに、その旨を、発行会社のホームページに掲載するか、又は口座管理機関等を通じて社債権者に通知するものとする。

なお、本(b)に基づく償還がなされる前に、本信託財産についての破産手続開始の決定がなされた場合には、本(b)は適用されず、下記(d)に従う。

(c) 早期償還

上記(a)の規定に拘わらず、本件スワップ契約に定められた早期終了事由が発生した場合、本信託社債は、早期償還期日に、早期償還期日に支払うべき遅延損害金その他の利息以外の金額(もしあれば)及び利息の支払いとともに、本信託社債の金額100円につき金100円でその全額が一括して償還される。

本件スワップ契約に定められた早期終了事由が発生した場合、発行会社は、速やかに、その旨を、発行会社のホームページに掲載するか、又は口座管理機関等を通じて社債権者に通知するものとする。

なお、本(c)に基づく償還がなされる前に、本信託財産についての破産手続開始の決定がなされた場合には、本(c)は適用されず、下記(d)に従う。また、本(c)に基づく償還がなされる前に、強制的期限前償還事由が発生した場合、本(c)は適用されず、上記(b)に従う。

(d) 期限の利益喪失事由

() 本信託財産についての破産手続開始の決定がなされた場合、発行会社は本信託社債について期限の利益を喪失し、直ちに、当該時点において残存する本信託社債の全額が一括して償還される。本(i)により、期限の利益を喪失した場合は、発行会社は、速やかに、その旨を、発行会社のホームページに掲載するか、又は口座管理機関等を通じて社債権者に通知するものとする。

(ii) 上記(i)の場合を除き、本信託社債につき期限の利益を喪失させる旨の規定を定めないものとし、社債権者は、発行会社に対し、かかる期限の利益の喪失を求めることはできないものとする。

(iii) 社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本信託社債につき、発行会社が同法同条に基づき期限の利益を喪失することはないものとする。

(e) 買入消却

本信託社債の本信託財産による買入れ及び消却は、払込期日の翌日以降、業務規程等に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。

(f) 裏付証券の換価

(イ)強制的期限前償還事由が発生し、かつ本信託が終了した場合において、本信託の終了時に裏付証券が本信託財産の一部として残存しているときには、本信託受託者は本信託契約及び以下の定めに従って裏付証券を処分する。

() 本信託受託者は、信託終了日の翌営業日において（当該日の申し入れによってスワップ相手方に売却するための約定手続きができなかった場合には、信託終了日の翌営業日から5営業日目の日ごとに）、スワップ相手方に対し、当該日における裏付証券と同じ銘柄の債券に係る日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値平均値で、裏付証券全部の売却を申し入れるものとする。スワップ相手方がかかる申し入れを承諾した場合は、本信託受託者は、スワップ相手方がかかる申し入れを承諾した日の翌営業日に当該価格で裏付証券の全部を売却するための約定手続きを行い、スワップ相手方に対し、裏付証券の全部を売却するものとする。但し、本件スワップ契約に定める期限の利益喪失事由（「Event of Default」）のうちスワップ相手方が期限の利益喪失当事者（「Defaulting Party」）となるものが発生した場合を除く。

(ii) 上記(i)但書の場合その他信託終了日後20営業日目の日までに、本信託受託者がスワップ相手方に対し、裏付証券全部の売却をするための約定手続きを行うことができなかった場合、本信託受託者は、信託終了日後21営業日目の日において（当該日において買取希望価格の提示を1社以上から受けられなかった場合には、下記(iii)又は(iv)に従って裏付証券全部についての売却先が決定されるまで、本信託受託者が本(ii)に従って最初に取り希望価格の提示を求めた日から5営業日目の日ごとに）、金融機関又は金融商品取引業者である本信託受託者以外の第三者のいずれか3社（いずれの場合も、委託者を含むものとし、また、本信託受託者の利害関係人を含むことができる。但し、かかる3社には本信託受託者の利害関係人以外の第三者を1社以上含むものとし、また、本件スワップ契約に定める期限の利益喪失事由（「Event of Default」）のいずれかのうちスワップ相手方が期限の利益喪失当事者（「Defaulting Party」）となるものが発生した場合はスワップ相手方である委託者を含まないことができるものとする。）に対し、裏付証券の全部の買取希望価格の提示を求めるものとする。

(iii) 上記(ii)の場合において、本信託受託者が2社以上から買取希望価格の提示を受けた場合には、本信託受託者は、最も高い買取希望価格を提示した先（本信託受託者が2社以上から最も高い買取希望価格の提示を受けた場合には、最も早くかかる最も高い買取希望価格を提示した先とする。）に対し当該価格をもって裏付証券の全部を売却するものとする。

(iv) 上記(ii)の場合において、本信託受託者が買取希望価格の提示を受けたのが1社のみであった場合には、本信託受託者は、かかる提示先に対し当該価格をもって裏付証券の全部を売却するものとする。

(v) 本信託受託者が上記(i)から(iv)までの手続を履践したにも拘わらず、信託終了日から40営業日目の日（以下「裏付証券換価最終日」という。）までに裏付証券の全部の売却をするための約定手続きを行うことができなかった場合には、本信託受託者は、裏付証券の処分価格を0円とみなし、強制的期限前償還期日において本信託財産に残余する全ての金銭を、本「参考：信託社債の概要 3 発行会社の元金支払いの方法及び順序」(b)に定める順序に従い充当するものとする。かかる充当の後、同(b)(iii)から(ix)までの支払いのうち未払いとなっているものがある場合には、本信託受託者は、強制的期限前償還期日において、当該未払いとなっている支払いのうち最も優先順序の高い支払いに代えて、裏付証券その他の本信託財産に残存する金銭以外の財産（以下「裏付証券等」という。）の全部を現状有姿で交付することにより代物弁済を行うことができるものとする。但し、かかる最も優先順序の高い支払いが、本信託社債に係る支払いである場合（強制的期限前償還利用可能資金が本信託社債の未償還元本残高並びに強制的期限前償還期日に支払うべき遅延損害金その他利息以外の金銭（もしあれば）及び利息の金額の合計額に満たない場合を含む。）において、社債権者に対して、裏付証券等の全部を現状有姿で交付するときは、下記(ロ)の規定に従うものとする。

(vi) 本信託受託者は、上記(i)から(v)までの手続を履践する限り、裏付証券の換価又は裏付証券の買取希望価格提示の要請先、裏付証券の売却価格及び売却先その他の本信託受託者による判断の結果について、社債権者に対して一切の責任を負わないものとする。

(ロ) 上記(イ)(v)但書の場合において、本信託社債に係る支払いに代えて、社債権者に対して裏付証券等の全部を現状有姿で交付する場合、発行会社は、強制的期限前償還期日において、本信託社債の金額100円につき、金100円から強制的期限前償還金額（もしあれば）を差し引いた金額の元本並びに強制的期限前償還期日に支払うべき遅延損害金その他の利息以外の金額（もしあれば）及び利息の支払いに代えて、(i)額面金額100円の裏付証券、及び(ii)金100円の本信託社債総額に対する割合と同割合のその他の金銭以外の財産（もしあれば）を交付するものとし、強制的期限前償還金額（もしあれば）の支払いとともに各社債権者の口座に当該交付に係る記録がされたことをもって、本信託社債は、強制的期限前償還期日において、同日に支払うべき遅延損害金その他の利息以外の金額（もしあれば）及び利息の支払いとともに、その全額が一括して償還されたもの

とみなす。但し、発行会社はその責めに帰すべき事由によらず、強制的期限前償還期日において社債権者の全部又は一部に対し、裏付証券等の交付を行うことができない場合(以下、発行会社が交付を行うことができないかかる社債権者を個別に又は総称して「裏付証券等交付不能社債権者」という。)には、当該裏付証券等の処分価格を0円とみなし、この場合、裏付証券等交付不能社債権者への裏付証券等の交付並びに本信託社債の償還並びに遅延損害金その他の利息以外の金額(もしあれば)及び利息の支払いは行われぬものとする。

(ハ) 上記(イ)(v)但書の場合において、本信託社債に係る支払いに代えて、社債権者に対して裏付証券等の全部を現状有姿で交付するときは、発行会社は、裏付証券換価最終日以後速やかに、その旨を、発行会社のホームページに掲載するか、又は口座管理機関等を通じて社債権者に通知するものとする。

本信託財産についての破産手続開始の決定がなされた場合には、以後、本(f)は適用されず、上記(d)に従う。

3 発行会社の元利金支払いの方法及び順序

(a) 利払期日(償還期日を除く。以下、本(a)において同じ。)における支払順序

発行会社が本件スワップ契約に基づきスワップ相手方に支払うべき金銭をスワップ相手方に支払った後、各利払期日における本信託財産に属する金銭からの以下の各号に記載の項目に関する支払い等は、以下の(i)から(vii)までに定める順序で、当該利払期日において支払期限が到来している金額(但し、以下の(v)については(v)に定める金額とする。)について、その支払い又は該当する金額の信託勘定への留保が行われるものとし、各利払期日における本信託社債に係る支払いは、かかる順序に従って行われる。

(i) 本信託財産が負担すべき公租公課

(ii) 本信託財産が負担すべき公租公課、信託諸費用(消費税及び地方消費税その他の信託諸費用に係る税相当額を含む。以下同じ。)について本信託受託者が立替払いした金額の返還

(iii) 本信託財産が負担すべき信託諸費用(但し、上記(i)及び(ii)を除く。)

(iv) 本信託契約に定められる信託報酬(消費税及び地方消費税その他の信託報酬に係る税相当額を含む。以下同じ。)

(v) 当該利払期日に係る利息計算期間の次の利息計算期間に支払期限が到来する公租公課及び信託諸費用の支払いのために本信託受託者が合理的に必要と認めた金額

(vi) 本信託社債に係る遅延損害金その他の利息以外の金額

(vii) 本信託社債に係る利息

(b) 償還期日における支払順序

償還期日における本信託財産に属する金銭又は償還対象受益権(もしあれば)からの以下の各号に記載の項目に関する支払い等は、以下の(i)から(ix)までに定める順序で、償還期日において支払期限が到来している金額について、その支払いが行われるものとし、償還期日における本信託社債に係る支払いは、かかる順序に従って行われる。但し、本信託財産に属する償還対象受益権(もしあれば)は、以下の(vii)の支払いにのみ充当するものとし、本信託財産に属する金銭による支払いの後、以下の(i)から(vi)までの支払いのうち未払いとなっているものがある場合であっても、以下の(vii)の支払いに充当されるものとする。

() 本信託財産が負担すべき裏付証券の処分費用(裏付証券の換価を委託した場合において、当該委託先への支払いを含む。)

(ii) 本信託財産が負担すべき公租公課

(iii) 本信託財産が負担すべき公租公課、信託諸費用について本信託受託者が立替払いした金額の返還

(iv) 本信託財産が負担すべき信託諸費用(但し、上記(i)から(iii)までを除く。)

(v) 本件スワップ契約に基づき本信託受託者がスワップ相手方に支払うべき金額(本件スワップ契約の期限前終了に伴うスワップ清算価値を含む。)

(vi) 本信託契約に定められる信託報酬

(vii) 本信託社債に係る元本(本信託財産に償還対象受益権が残存する場合は、償還対象受益権及び残余現金相当額の金銭(もしあれば)を本(vii)の支払いに充当するものとする。但し、本「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限」(a)(ii)の定めに従う。)

(viii) 本信託社債に係る遅延損害金その他の利息及び元本以外の金額

(ix) 本信託社債に係る利息

(c) 本信託社債に係る元本並びに遅延損害金その他の利息以外の金額(もしあれば)及び利息の支払いは、社債等振替法及び業務規程等に従って行われるものとする。なお、社債権者に対して償還対象受益権又は裏付証券が交付される場合、かかる交付は当該償還対象受益権又は裏付証券を当該社債権者が本信託社債を保有する口座管理機関に開設された口座に振り替えることによって行われるものとする。

(d) 本社債要項に従い、本信託社債に係る元本及び利息その他の支払いが行われる場合において、その全額につき支払いがなされるものでない場合には、当該支払いは、各本信託社債の間で按分(1円未満の端数は切り捨てとする。)して行われるものとする。

4 責任財産限定特約及び破産手続開始等の申立ての制限

(a) 本信託受託者は、本信託社債に係る債務につき、本信託財産をもってかつその限度においてのみ履行の責任を負うものとする。

(b) 社債権者は、自らの債権の満足を図るため、本信託受託者の固有財産及び本信託受託者が受託している本信託財産以外の信託財産に対し、差押え、仮差押え、競売若しくはその他の強制執行手続の開始又は保全命令を目的とする申立てを行わないものとする。

(c) 本信託社債において、本「参考：信託社債の概要 3 発行会社の元利金支払いの方法及び順序」(b)の規定に従って本信託財産から本信託社債の元利金その他の支払いに対する充当がされたときは、当該充当された金額が当該充当の対象となる元利金その他の支払いに係る未償還元本又は未払利息その他の未払金の金額に足りない場合であっても、社債権者のかかる未償還元本及び未払利息その他の未払金に係る債権は消滅するものとする。

(d) 社債権者は、本信託社債に係る全ての支払いが完了してから1年と1日を経過するまでの間、本信託財産について、破産手続開始その他これに類する倒産処理手続(将来新たに制定されるものを含むが、信託財産に適用がある手続に限る。)開始の申立てをすることができず、また、第三者によるかかる申立てに対して参加及び同意しないものとする。

5 発行制限

発行会社は、本信託社債以外に、本信託財産のための信託社債(会社法施行規則第2条第3項第17号に定める信託社債をいう。)を発行しないものとする。

6 本件スワップ契約

発行会社は、スワップ相手方との間で、2015年6月12日付の1992年版ISDA Master Agreement(その別紙である委託者が指図する条件のScheduleを含む。)及び委託者が指図する条件のConfirmationに基づく同日付のスワップ契約(以下「本件スワップ契約」という。)を締結し、当初、スワップ相手方から本信託受託者による本信託の引受けに係る信託報酬相当額、本信託社債発行に係る新規記録手数料相当額及び本信託社債発行に係る社債管理委託手数料相当額を受け取り、さらに裏付証券の購入代金が裏付証券の額面金額を上回る場合には当該差額相当額をスワップ相手方から受け取り、裏付証券の購入代金が裏付証券の額面金額を下回る場合には当該差額相当額をスワップ相手方に対して支払うものとする。また、期中において、裏付証券の利息相当額をスワップ相手方に対して支払い、スワップ相手方から本信託社債の利息相当額、信託報酬相当額、社債管理委託手数料相当額及び本信託社債の利息支払手数料相当額を受け取るものとする。さらに、本件スワップ契約に定められた早期終了事由が発生した場合、早期償還期日において、強制的期限前償還事由が発生していない場合に限り、発行会社は裏付証券をスワップ相手方に対して引渡し、スワップ相手方から本信託社債の償還金相当額、早期償還期日に支払うべき利息相当額、本信託社債の元金償還手数料相当額及び利息支払手数料相当額を受け取るものとする。また、予定償還期日において、強制的期限前償還事由が発生していない場合に限り、発行会社は裏付証券又は裏付証券の償還金相当額をスワップ相手方に対して交付し、スワップ相手方から本信託社債の償還金相当額(償還対象受益権及び残余現金(もしあれば)を含む。)、予定償還期日に支払うべき利息相当額、並びに本信託社債の元金償還手数料相当額及び利息支払手数料相当額を受け取るものとする。な

お、強制的期限前償還事由が発生した場合、発行会社及びスワップ相手方は、スワップ清算価値の受け払いを行うものとする。

7 本社債要項の変更

(a) 本社債要項に定められた事項の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。但し、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(b) 裁判所の認可を受けた上記(a)の社債権者集会の決議は、本社債要項と一体をなすものとする。

8 本信託契約及び本件スワップ契約の変更

(a) 本信託受託者は、本信託契約及び本件スワップ契約を、社債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならない。

(b) 上記(a)の規定に拘わらず、本信託受託者は、本信託社債の買入消却を行う場合、当該買入消却される本信託社債の金額と同額の想定元本金額分について本件スワップ契約の全部又は一部を解約し、当該解約に係る清算金の受け払いを行うことができる。

8の2 財務代理人

(a) 発行会社は、株式会社三菱UFJ銀行(以下「財務代理人」という。)に業務規程等に基づく本信託社債の発行代理人及び支払代理人に係る業務等を委託する。

(b) 財務代理人は、本信託社債に関して、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。

(c) 発行会社が財務代理人を変更する場合には、速やかに、その旨を、発行会社のホームページに掲載するか、又は口座管理機関等を通じて社債権者に通知するものとする。

9 発行代理人及び支払代理人

業務規程等に基づく本信託社債の発行代理人及び支払代理人に係る業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

10 元利金の支払に関する手数料

社債権者に対する元利金支払を行った口座管理機関に対して発行会社が支払う手数料は、以下の通りとする。

(a) 元金償還手数料：支払元金額の1.1/10,000並びにこれに係る消費税及び地方消費税

(b) 利息支払手数料：利息支払の都度、支払利金の対象となる元金額の1.1/10,000並びにこれに係る消費税及び地方消費税

11 社債権者集会

(a) 本信託社債の社債権者集会は、発行会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがある場合を除き、招集者は、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(b) 本信託社債の社債権者集会は、東京都において開催するものとする。

(c) 本信託社債の未償還元本残高(発行会社が保有する本信託社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本信託社債を保有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた本信託社債に係る同法第68条第3項各号に掲げる事項を証明した書面を社債管理者に提示した上で、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を発行会社又は社債管理者に提出して、本信託社債に係る社債権者集会の招集を請求することができるものとする。

12 公告の方法

(a) 本信託社債に関して社債権者に対してなされる公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、発行会社の定款所定の日刊新聞紙に掲載して行うものとする。なお、社債権者に対する直接の通知を行う場合はこの限りではない。また、社債管理者が公告を行うべき場合についても同様とする。

(b) 上記(a)に拘わらず、発行会社が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子公告によりこれを行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、発行会社の定款所定の日刊新聞紙にこれを掲載する。

13 本社債要項の備置及び閲覧

発行会社は、その本店に本社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧又は謄写に供するものとする。かかる謄写に要する一切の費用は、当該謄写を請求する者の負担とする。

14 信託契約書及び信託財産状況報告書の備置及び閲覧

発行会社は、その本店に本信託契約に係る信託契約書及び本信託に係る信託財産状況報告書を備え置き、その営業時間中、社債権者が10営業日前までに発行会社に対して(a)社債権者の名称及び住所を書面により通知し、かつ、(b)社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた本信託社債に係る同法第68条第3項各号に掲げる事項を証明した書面を提示することを条件に、社債権者の閲覧又は謄写に供するものとする。かかる謄写に要する一切の費用は、当該謄写を請求する者の負担とする。

15 社債管理者に対する報告及び社債管理者の請求による調査

(a) 発行会社は、その事業の概況、毎事業年度の決算及び剰余金の処分(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)について、社債管理者にこれを書面で報告するものとする。発行会社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合もまた同様とする。但し、本(a)に基づいて報告すべき事項について、発行会社のホームページに開示された場合には、社債管理者への書面による報告に代えることができる。

(b) 発行会社は、発行会社自身又は本信託社債について、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、半期報告書の写しを当該期間経過後60日以内に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、発行会社が臨時報告書及び訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。但し、発行会社が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき、かかる有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、訂正報告書等(添付書類を含み、以下「報告書等」という。)の電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行ったことをもって社債管理者への報告書等の提出に代えることができる。

(c) 発行会社は、本信託契約に係る各計算期間の終了後速やかに、信託財産状況報告書を、社債管理者に交付するものとする。

(d) 発行会社は、社債管理者が自らの義務を履行するために合理的に必要と認め請求した場合には、発行会社並びに発行会社の本信託契約に係る外部委託先たる日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び財務代理人の事業、経理、帳簿書類等並びに本信託財産に関する報告書を、法令及び発行会社が当事者となっている他の契約に反しない範囲で提出しなければならない。また、発行会社が同意した場合には、社債管理者は、発行会社並びに発行会社の本信託契約に係る外部委託先たる日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び財務代理人の事業、経理、帳簿書類等並びに本信託財産につき、調査を行うことができる。発行会社は、かかる調査に合理的な範囲で協力する。本(d)は、会社法第705条第4項に基づく社債管理者の調査権を一切制約するものではない。

16 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定に拘わらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

17 社債管理者の辞任

社債管理者は、社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合(利益が相反するおそれがある場合を含む。)、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

18 社債管理者に対する通知

発行会社は、本信託社債の未償還元本残高が存する限り、以下の事由が発生した場合、速やかに社債管理者に通知する。

- (a) 強制的期限前償還事由が発生した場合(本信託契約に基づき本信託が終了した場合を除く。)
- (b) 裏付証券の取得ができなかった場合
- (c) 本件スワップ契約の締結ができなかった場合
- (d) 本信託契約の規定に基づき後継のスワップ計算代理人が選任された場合
- (e) 本信託契約の規定に基づき事務委任先(下記「第1 信託財産の状況 1 概況 (4) 信託財産の管理体制等 信託財産の関係法人」(d)に定義する。)である日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び財務代理人以外の委託先を選定した場合
- (f) 本信託契約の規定に基づき委託者に対し本信託を終了させる旨の通知をする場合又は委託者から本信託を終了させる旨の通知を受けた場合
- (g) 本信託契約に定める委託者の表明及び保証に正確でないものがあることが判明し又は委託者が本信託契約に関する重大な違反をした場合で委託者よりその旨の通知を受けた場合
- (h) 本信託契約に定める本信託受託者の表明及び保証に正確でないものがあることが判明し又は本信託受託者が本信託契約に関する重大な違反をした場合で委託者にその旨の通知を行う場合
- (i) 本信託契約の規定に基づき本信託契約の解除の合意がなされた場合
- (j) 信託法第163条第1号から第8号に定める事由のいずれかが発生した場合
- (k) 本信託受託者が委託者及び受益者の承諾を得て辞任した場合又は解任された場合
- (l) 本信託契約の規定に基づき本信託契約の変更又は修正がなされた場合
- (m) 本件スワップ契約に「Event of Default」又は「Termination Events」として定められる事由が発生した場合
- (n) 本件スワップ契約に「Settlement Disruption Event」「Fund Temporary Suspension Event」「Potential Adjustment Event」「Delisting」「Insolvency」「Material Underlying Event」「Additional Disruption Event」として定められる事由が発生した場合

19 準拠法

本信託社債及び本社債要項は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

20 管轄裁判所

本信託社債又は本社債要項に起因又は関連する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

21 用語の定義

本書において使用される以下の用語は、以下に定める意味を有する。

- 「委託者」とは、 本信託の委託者としての野村證券株式会社をいう。
- 「一時停止事由」とは、 上場投資信託の要項に基づく償還対象受益権の取得(上場投資信託に含まれている株式銘柄の償還対象受益権への転換による場合を含むが、これに限られない。)の一時的な停止の発生又は存在をいう。

「受渡混乱事由」とは、発行会社の支配を超える事由(スワップ相手方が交付を行わない場合を含むがそれに限らない。)であって、その結果発行会社がスワップ相手方から償還対象受益権口数の償還対象受益権の交付を受けることができない場合をいう。

「裏付証券」とは、本信託社債の発行代わり金を主たる原資として本信託受託者が購入する日本国債をいう。

日本国債の銘柄の詳細は以下のとおりである。

発行者	日本国政府
名称	利付国庫債券(5年債)第123回
額面総額	50億2,000万円
利率	年0.10%
ISIN	JP1051231F37
利払期日	毎年3月20日及び9月20日
償還期日	2020年3月20日

「裏付証券換価最終日」とは、本「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限」(f)(イ)(v)に定める意味を有する。

「裏付証券デフォルト事由」とは、裏付証券につき、以下に規定する事由のいずれかが発生した場合をいう。

(i) 支払われるべき時期及び場所で元本又は利息につき支払いが行われなかった場合。

(ii) 支払利息・経過利息が減免された場合又は適用される利率が裏付証券の保有者にとって不利益に変更された場合。

(iii) 裏付証券の満期又は予定された償還期日に支払われるべき元本金額が減免された場合。

(iv) 利息の発生若しくは支払期日又は元本の支払期日のいずれかについて延期又は繰延が決定された場合。

(v) 日本国の債務について支払優先順位の変更が行われ、その結果、支払順位が劣後することとなった場合。

(vi) 理由の如何を問わず、期限前償還された場合。

(vii) 元本又は利息の支払通貨又はその構成が変更された場合。

「裏付証券等」とは、本「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限」(f)(イ)(v)に定める意味を有する。

「裏付証券等交付不能社債権者」とは、本「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限」(f)(ロ)に定める意味を有する。

「営業日」とは、東京において、商業銀行及び外国為替市場が資金決済及び一般営業(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。

「会社法」とは、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含む。)をいう。

「会社法施行規則」とは、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号。その後の改正を含む。)をいう。

- 「課税事由」とは、本信託社債の払込期日以降に公表され又は効力が生じた法令の改正又は法令についての税務当局の公的解釈の変更により、発行会社に対し又は裏付証券に関連して、追加的な課税がなされ、かつ、かかる課税を回避することが発行会社が採りうる合理的な手段を用いてもできず、かかる追加的な課税によって、本信託の信託目的の達成又は信託事務の遂行が不可能又は著しく困難となったと合理的に判断される場合をいう。
- 「基準価額」とは、上場投資信託委託者が発表する、償還対象受益権1口当たりの純資産額をいう。
- 「基礎価格」とは、基礎価格決定日における基準価額であり、本件スワップ契約に基づきスワップ計算代理人により決定される(但し、「潜在的調整事由、上場廃止、支払不能事由、関連重要事由及びその他異常事態」(イ)及び(ロ)に記載の調整に従うものとする。)。なお、当該日が、「基礎価格決定日」の定義において記載されるとおり、障害日であることを理由として当初予定されていた基礎価格決定日直後の2予定取引所営業日目の日に延期される場合で、かつかかる2予定取引所営業日目の日が障害日である場合、スワップ計算代理人は、かかる2予定取引所営業日目の日の評価時刻現在の償還対象受益権1口当たりの純資産額の見積価格を誠実に決定するものとし、かかる見積価格を基礎価格とみなすものとする。
- 「基礎価格決定日」とは、払込期日をいう。かかる日が障害日である場合、当該日の直後の障害日でない予定取引所営業日とする。直後の障害日でない予定取引所営業日が、当初予定されていた基礎価格決定日直後の2予定取引所営業日目の日の評価時刻までに生じない場合、かかる2予定取引所営業日目の日を基礎価格決定日とみなすものとする。
- 「強制的期限前償還期日」とは、裏付証券の全部が換価処分された日又は裏付証券の元本償還及び本件スワップ契約の終了に伴う同契約上の最終支払日として特定された日のうち遅く到来する方の日から10営業日目の日をいう。但し、本信託受託者が、本「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限」(f)(イ)(i)から(iv)までの規定に定める手続を履践したにも拘わらず、裏付証券換価最終日までに裏付証券の全部を売却するための約定手続を行うことができなかつたときは、裏付証券換価最終日から10営業日後の日をいうものとする。
- 「強制的期限前償還金額」とは、以下の金額をいう。
- (i) 強制的期限前償還利用可能資金が、本信託社債の未償還元本残高以上である場合
本信託社債の金額100円につき、金100円
- (ii) 強制的期限前償還利用可能資金が、本信託社債の未償還元本残高未満である場合
本信託社債の金額100円につき、強制的期限前償還利用可能資金を、本信託社債の未償還元本残高で除したものに、金100円を乗じて算出される額(小数点第4位未満切捨て)
- 「強制的期限前償還事由」とは、裏付証券デフォルト事由、スワップ終了事由、信託社債デフォルト事由、課税事由及び本社債要項の定めにより強制的期限前償還事由とみなされる事由をいう。

「強制的期限前償還利用可能資金」とは、	強制的期限前償還期日において本信託財産に属する金銭をもって、本「参考：信託社債の概要 3 発行会社の元利金支払いの方法及び順序」(b)に従い、同(b)(i)から(vi)までの項目に係る金銭の支払いを行った後に、本信託財産に属する金銭の額をいう。
「業務規程等」とは、	振替機関が定める業務規程及び業務規程施行規則その他の規則をいう。
「金融機関」とは、	金融商品取引法第33条第1項に規定する金融機関をいう。
「金融商品取引業者」とは、	金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者をいう。
「金融商品取引法」とは、	金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)をいう。
「クーポン判定価格」とは、	下記の算式によりスワップ計算代理人が決定する価格をいう(但し、「潜在的調整事由、上場廃止、支払不能事由、関連重要事由及びその他異常事態」(イ)及び(ロ)に記載の調整に従うものとする。)。但し、1円未満を切り捨てる。 $\text{基礎価格} \times 85\%$
「クーポン判定日」とは、	各利払期日(初回の利払期日を除く。)又は本「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限」(d)(i)に定める期限の利益喪失事由が発生した日の10予定取引所営業日前の日をいう。かかる日が障害日である場合、当該日の直後の障害日でない予定取引所営業日とする。直後の障害日でない予定取引所営業日が、当初予定されていたクーポン判定日直後の2予定取引所営業日目の日の評価時刻までに生じない場合、かかる2予定取引所営業日目の日がクーポン判定日であるとみなされる。
「口座管理機関」とは、	振替機関が業務規程等に定める口座管理機関をいう。
「交付残余現金額」とは、	下記の算式によりスワップ計算代理人が決定する金額をいう(但し、「潜在的調整事由、上場廃止、支払不能事由、関連重要事由及びその他異常事態」(イ)及び(ロ)に記載の調整に従うものとする。)。但し、()括弧内の数値の小数第5位未満を切り捨て、かつ()下記の算式の積の1円未満を切り捨てるものとする。 $\left(\frac{100\text{万円}}{\text{基礎価格}} - \text{償還対象受益権口数} \right) \times \text{判定価格}$
「交付不能償還対象受益権現金額」とは、	本「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限」(a)(ii)に定める意味を有する。
「財務代理人」とは、	本「参考：信託社債の概要 8の2 財務代理人」(a)に定める意味を有する。
「参照価格」とは、	参照期間中の各予定取引所営業日における基準価額であり、本件スワップ契約に基づきスワップ計算代理人により決定される(但し、「潜在的調整事由、上場廃止、支払不能事由、関連重要事由及びその他異常事態」(イ)及び(ロ)に記載の調整に従うものとする。)。なお、かかる予定取引所営業日が障害日である場合、スワップ計算代理人は、かかる障害日の評価時刻現在の償還対象受益権1口当たりの純資産額の見積価格を誠実に決定することができ(但し、その義務はないものとする。)、かかる見積価格を参照価格とみなすものとする。
「参照期間」とは、	基礎価格決定日(同日を含まない。)から償還方法決定日(同日を含む。)までの期間をいう。

「残余現金」とは、本件スワップ契約に基づき発行会社に対し償還対象受益権が交付される場合に、スワップ計算代理人の決定に基づきスワップ相手方から発行会社に対し支払われる金銭をいう。

「市場混乱事由」とは、(A) 償還対象受益権に関する取引障害又は取引所障害で、スワップ計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間に、発生若しくは存在していること、又は早期終了をいう。

本(A)において、「取引障害」とは、()本取引所が開設する市場における償還対象受益権、又は()関連取引所が開設する市場における償還対象受益権に関する先物取引若しくはオプション取引につき、本取引所又は関連取引所が許容する制限を超える変動を理由として、本取引所又は関連取引所により課せられた取引の停止又は制限をいう。

本(A)において、「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、()本取引所が開設する市場における償還対象受益権の取引を実行し、若しくはその時価を取得する機能を失い若しくは毀損し、又は()関連取引所が開設する市場における償還対象受益権に関する先物取引若しくはオプション取引を実行し、若しくはその時価を取得する機能を失い若しくは毀損するとスワップ計算代理人によって決定される事由(早期終了を除く。)をいう。

本(A)において、「早期終了」とは、本取引所又は関連取引所が開設する市場の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。但し、かかる早期終了時刻について、()かかる取引所営業日の本取引所又は関連取引所が開設する市場の通常取引時間の実際の終了時刻と()かかる取引所営業日の評価時刻における執行のために本取引所又は関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の少なくとも1時間前までに本取引所又は関連取引所が発表している場合を除く。

本(A)の「市場混乱事由」の定義において用いられる「関連取引所」とは、スワップ計算代理人が、本信託社債に関して重要であると判断する、償還対象受益権に関する先物取引又はオプション取引が行われる取引所又は相場システムをいう。

本(A)の「早期終了」につき、「取引所営業日」及び「予定終了時刻」とは、それぞれ以下のとおり読み替えられるものとする。

「取引所営業日」とは、本取引所及び関連取引所において、本取引所又は関連取引所が開設する市場が予定終了時刻よりも早く終了するか否かに拘わらず、その通常の取引時間において取引が行われるために本取引所及び関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。

「予定終了時刻」とは、本取引所又は関連取引所及び予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所又は関連取引所が開設する市場における取引の予定終了時刻をいう。時間外又は通常時間外の他の取引は考慮しない。

また、本段落において用いられる「予定取引所営業日」についても、本取引所及び関連取引所が開設する市場の双方がそれぞれ通常取引時間での取引を行う予定の日と読み替えられるものとする。

(B) 上記に加え、基礎価格、早期償還参照価格、判定価格又は利率参照価格の決定にあたり、「市場混乱事由」とは、上場投資信託に含まれている株式銘柄に関する取引障害又は取引所障害で、スワップ計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間に、発生若しくは存在していること、又は早期終了をいう。

本(B)において、「取引障害」とは、()本取引所における上場投資信託の20%以上を占める株式銘柄(上場投資信託に対してかかる株式銘柄の占める割合は、かかる市場混乱事由の発生直前における(x)かかる株式銘柄が上場投資信託に寄与する部分と(y)上場投資信託全体との対比に基づくものとする。)につき、又は()関連取引所における上場投資信託の20%以上を占める株式銘柄に関する先物取引若しくはオプション取引につき、本取引所又は関連取引所が許容する制限を超える変動を理由として、本取引所又は関連取引所により課せられた取引の停止又は制限をいう。

本(B)において、「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、()本取引所が開設する市場における上場投資信託の20%以上を占める株式銘柄(上場投資信託に対してかかる株式銘柄の占める割合は、かかる市場混乱事由の発生直前における(x)かかる株式銘柄が上場投資信託に寄与する部分と(y)上場投資信託全体との対比に基づくものとする。)の取引を実行し、若しくはその時価を取得する機能を失い若しくは毀損し、又は()関連取引所における上場投資信託の20%以上を占める株式銘柄に関する先物取引若しくはオプション取引を実行し、若しくはその時価を取得する機能を失い若しくは毀損するとスワップ計算代理人によって決定される事由(早期終了を除く。)をいう。

本(B)において、「早期終了」とは、本取引所又は関連取引所が開設する市場の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。但し、かかる早期終了時刻について、()かかる取引所営業日の本取引所又は関連取引所が開設する市場の通常取引時間の実際の終了時刻と()かかる取引所営業日の評価時刻における執行のために本取引所又は関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の少なくとも1時間前までに本取引所又は関連取引所が発表している場合を除く。

本(B)の「市場混乱事由」の定義において用いられる「本取引所」とは、株式会社東京証券取引所又はその承継者及び上場投資信託に含まれている株式銘柄に関連する市場を開設している取引所若しくは取引システム又はその承継者をいう。また、「評価時刻」、「取引所営業日」及び「予定終了時刻」の各定義において用いられる「本取引所」についても同様に解釈されるものとする。

本(B)の「市場混乱事由」の定義において用いられる「関連取引所」とは、上場投資信託に含まれている株式銘柄に関連する先物取引又はオプション取引が行われる取引所又は取引システムをいい、「取引所営業日」及び「予定終了時刻」とは、それぞれ以下のとおり読み替えられ、それに従い解釈されるものとする。

「取引所営業日」とは、本取引所及び関連取引所において、本取引所又は関連取引所が開設する市場が予定終了時刻よりも早く終了するか否かに拘わらず、その通常の取引時間において取引が行われるために本取引所及び関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。

「予定終了時刻」とは、本取引所又は関連取引所及び予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所又は関連取引所が開設する市場における取引の予定終了時刻をいう。時間外又は通常時間外の他の取引は考慮しない。

また、本段落において用いられる「予定取引所営業日」についても、本取引所及び関連取引所が開設する市場の双方がそれぞれ通常取引時間での取引を行う予定の日と読み替えられるものとする。

「社債権者」とは、	本信託社債の社債権者をいう。
「社債等振替法」とは、	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)をいう。
「受益者」とは、	本信託の受益者をいう。
「障害日」とは、	本取引所が開設する市場においてその通常の取引時間に取引を行うことができないか、又は、市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。スワップ計算代理人は、発行会社及びスワップ相手方に対し、その状況下で実務上合理的に可能な限り速やかに、障害日でなければ基礎価格決定日、償還方法決定日、クーポン判定日又は早期償還判定日であった日に、障害日の発生について通知する。なお、障害日の発生に関するスワップ計算代理人による上記の通知の懈怠は、障害日の発生の有効性及び効果に影響しない。
「償還期日」とは、	予定償還期日、強制的期限前償還期日及び早期償還期日を総称していう。
「償還対象受益権」とは、	上場投資信託の受益権をいう。
「償還対象受益権口数」とは、	下記の算式によりスワップ計算代理人が決定する償還対象受益権の口数をいう(但し、「潜在的調整事由、上場廃止、支払不能事由、関連重要事由及びその他異常事態」(イ)及び(ロ)に記載の調整に従うものとする。)。但し、整数未満は切り捨てる。
	$\frac{100\text{万円}}{\text{基礎価格}}$
「償還対象受益権交付日」とは、	本「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限」(a)(iii)に定める意味を有する。
「償還対象受益権交付不能社債権者」とは、	本「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限」(a)(iii)に定める意味を有する。
「償還方法決定日」とは、	予定償還期日の10予定取引所営業日前の日をいう。かかる日が障害日である場合、当該日の直後の障害日でない予定取引所営業日とする。直後の障害日でない予定取引所営業日が、当初予定されていた償還方法決定日直後の2予定取引所営業日目の日の評価時刻までに生じない場合、かかる2予定取引所営業日目の日が償還方法決定日であるとみなされる。
「上場投資信託」とは、	NEXT FUNDS 不動産(TOPIX-17)上場投信(証券コード:1633)をいう。
「上場投資信託委託者」とは、	野村アセットマネジメント株式会社をいい、上場投資信託の委託者としてのその承継者を含むものとする。

「信託財産」とは、	信託法第2条第3項に規定する信託財産をいう。
「信託社債デフォルト事由」とは、	発行会社が本「参考：信託社債の概要 1 利息支払の方法及び期限」に定める利息の支払いを怠り、7営業日を経過してもこれを履行すること、若しくは不払いを解消することができない場合、又は、本信託契約に基づき本信託が終了した場合(但し、本信託が、裏付証券デフォルト事由、スワップ終了事由若しくは課税事由に該当する強制的期限前償還事由の発生、本信託社債の予定償還期日の到来、本信託社債の早期償還期日の到来、又は、信託法第163条第7号に定める事由が生じたことにより終了した場合を除く。)をいう。
「信託終了日」とは、	本信託契約の規定に従って本信託が終了する日をいう。
「信託諸費用」とは、	本信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用(本信託社債発行に係る新規記録手数料、本社債権者に対する元金支払いを行った口座管理機関に対して本信託受託者が支払う手数料、本信託社債に係る公告に関する費用及び本信託社債に係る社債管理委託手数料を含むが、これらに限らない。但し、本件スワップ契約に基づきスワップ相手方に支払うべき金銭及び本信託社債に関し本社債権者に支払うべき金銭、本信託社債に係る開示関連費用及び本信託財産に係る会計監査費用、並びに本信託の信託事務のうち証券管理事務等(下記「第1 信託財産の状況 1 概況 (4) 信託財産の管理体制等 信託財産の関係法人」(d)に定義する。)の事務委任先(下記「第1 信託財産の状況 1 概況 (4) 信託財産の管理体制等 信託財産の関係法人」(d)に定義する。)に対する委託並びに本信託の信託事務のうち業務規程等に基づく本信託社債の発行代理人及び支払代理人に係る業務等の財務代理人に対する委託に関してこれらの者に支払われるべき報酬その他の費用を除く。)をいう。
「信託法」とは、	信託法(平成18年法律第108号。その後の改正を含む。)をいう。
「スワップ相手方」とは、	本件スワップ契約における本信託受託者の相手方当事者としての野村證券株式会社をいう。
「スワップ期限前終了日」とは、	本件スワップ契約において「Early Termination Date」として定義され、同契約において発生が決定される日をいう。
「スワップ計算代理人」とは、	本件スワップ契約において「Calculation Agent」として定義され、本件スワップ契約に係るSchedule及びConfirmationにおいて指定される者をいう。
「スワップ終了事由」とは、	本件スワップ契約において期限の利益喪失事由(「Event of Default」)又は終了事由(「Termination Events」)として定められる事由のいずれかが発生し、本件スワップ契約に基づき指定されたスワップ期限前終了日が到来した場合をいう。

「スワップ清算価値」とは、本件スワップ契約が期限前終了した場合において、本件スワップ契約に関する非期限の利益喪失当事者(「Non-defaulting Party」)の損害を、本件スワップ契約の所定の方法により算出し、その値が正数であるときは期限の利益喪失当事者(「Defaulting Party」)が非期限の利益喪失当事者に対してこれを支払い、この値が負数のときは非期限の利益喪失当事者が期限の利益喪失当事者に対してこの値を絶対値に引き直して支払うこととされる金額のうち、本信託受託者がスワップ相手方に対し支払うべき金額(過去の未払い金額を含む。)として算出される金額をいう。

潜在的調整事由、上場廃止、支払不能事由、関連重要事由及びその他異常事態

(イ)

「潜在的調整事由」とは、

以下のいずれかを意味する。

() 償還対象受益権の口数若しくは償還対象受益権の金額の分割、併合若しくは種類変更、又は無償発行、資本組入れ発行若しくは同様の発行による既存の所持人に対する償還対象受益権の無償分配若しくは配当。

() 償還対象受益権の既存の所持人に対する(A)償還対象受益権の追加額の分配、発行若しくは配当、(B)償還対象受益権の所持人に対する支払いと同順位で若しくは当該支払いに比例して、上場投資信託の配当及び/若しくは残余財産の支払いを受ける権利を付与するその他の資本若しくは有価証券の分配、発行若しくは配当、又は(C)スピン・オフ若しくはその他同様のスワップ計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る対価の支払い(金銭かどうかを問わない。)を原因とする、上場投資信託により取得若しくは保有されている(直接的か間接的かを問わない。)他の会社の資本若しくはその他の有価証券の分配、発行若しくは配当。

() 特別配当

本()において、「特別配当」とは、上場投資信託に係る指標を構成する株式銘柄からの配当により生じる理論上の配当利回りの割合と上場投資信託の配当利回りの割合との差異が2%以上となる場合をいう。

() 買戻しの対価が金銭、有価証券その他であることを問わず、上場投資信託による償還対象受益権の買戻し。但し、上場投資信託の要項に定められた償還対象受益権の償還に関連する買戻しを除く。

() 償還対象受益権の口数又は償還対象受益権の金額の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するその他の事由。

償還対象受益権又は上場投資信託に関し潜在的調整事由が発生したとスワップ計算代理人が判断した場合、スワップ計算代理人は、(a)基礎価格及び/又はトリガー価格及び/又はロックイン価格及び/又はクーポン判定価格及び/又は参照価格及び/又は早期償還参照価格及び/又は判定価格及び/又は利率参照価格及び/又は償還対象受益権口数及び/又は交付残余現金額(もしあれば)及び/又は本信託社債のその他の条件及び/若しくは要項の1つ以上について、かかる希薄化又は凝縮化の効果を反映させるために適当である方法での調整(もしあれば)を決定し、かつ(b)かかる調整の発効日を決定し、かかる決定に従ってかかる調整が行われる。かかる調整が行われる場合、スワップ計算代理人は、当該調整の発効日の2営業日前までに、それら発生した事由の内容、スワップ計算代理人が適当であると決定した調整の方法の内容を示した書面により、発行会社に通知を行うものとし、発行会社は、スワップ計算代理人から受領した通知内容又は発行会社が合理的に必要と考える事項を、発行会社のホームページに掲載し、又は口座管理機関等を通じて社債権者に通知するものとする。但し、スワップ計算代理人は、発生した当該潜在的調整事由について上記に従った調整を行うことが不適切であると判断した場合、かかる潜在的調整事由は関連重要事由に該当するものとして(ロ)に定める通知を行うことができる。

(ロ)

「上場廃止」とは、

償還対象受益権が本取引所が開設する市場において上場されなくなることをいう。

「支払不能事由」とは、

上場投資信託委託者により又は上場投資信託委託者を代理して、上場投資信託が終了、解約、清算、整理、解散若しくはその他により存在しなくなる旨の通知、又は上場投資信託が適用ある破産、債務超過についての法律若しくは類似の法律のもとで同様の手続に服する旨の通知がなされるか又はなされたことをいう。

「関連重要事由」とは、

以下のいずれかを意味する。

- () 上場投資信託の投資目的及び/又は投資方針が著しく変更されたこととスワップ計算代理人が判断した場合。
- () 上場投資信託について不法行為が発生し又は関連ある認可若しくは免許が取り消された場合。
- () (償還対象受益権の所持人以外の)関係当局により償還対象受益権を償還することが上場投資信託に要求された場合。
- () スワップ相手方が関係当局により本件スワップ契約に関連あるヘッジ契約に関する償還対象受益権の処分を要求された場合。
- () 本信託社債の払込期日以降に公表され又は効力が生じた法令の改正又は法令についての税務当局の公的解釈の変更により、上場投資信託による償還対象受益権に関する支払いに関連して、本件スワップ契約に関するヘッジ契約についてスワップ相手方により支払われた金額が著しく減少し、又はその他悪影響が生じた場合。
- () 本件スワップ契約又は本件スワップ契約に関するヘッジ契約について、スワップ相手方にとって著しく不利益となるようなその他の事由が上場投資信託及び/又は償還対象受益権に関して発生した場合。

「その他異常事態」とは、

ヘッジ障害の発生又はヘッジコストの増加を意味する。

本(口)の「その他異常事態」の定義において用いられる「ヘッジ障害」とは、スワップ相手方及び/又はその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにも拘わらず、()本件スワップ契約に関する義務の履行に係るエクイティその他の価格リスクをヘッジするためにスワップ相手方が必要と判断した取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことが不可能である場合、又は()かかる取引若しくは資産からの収益の実現、回収若しくは送金を行うことが不可能である場合をいう。

本(口)の「その他異常事態」の定義において用いられる「ヘッジコストの増加」とは、スワップ相手方及び/又はその関連会社が、()本件スワップ契約に関する義務の履行に係るエクイティその他の価格リスクをヘッジするためにスワップ相手方が必要と判断した取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うため、又は()かかる取引若しくは資産からの収益の実現、回収若しくは送金を行うために、(取引日現在に存在している状況と比較して)著しく増加した租税、賦課金、費用又は手数料(仲介手数料を除く。)を負担する場合をいう。但し、かかる著しい増加額が、スワップ相手方及び/又はその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。なお、「取引日」とは、2015年6月12日をいう。

上場廃止、支払不能事由、関連重要事由又はその他異常事態が発生したとスワップ計算代理人が判断した場合において、スワップ相手方からそれら発生した事由の内容、下記(あ)又は(い)に記載する行為を行うことが必要な根拠及びその内容(下記(あ)に記載する行為の場合、その発効日を含む。)を示した書面による通知を受けた場合、発行会社は、かかる通知に従って、下記(あ)又は(い)に記載する行為を行うものとする。

(あ)基礎価格及び/又はトリガー価格及び/又はロックイン価格及び/又はクーポン判定価格及び/又は参照価格及び/又は早期償還参照価格及び/又は判定価格及び/又は利率参照価格及び/又は償還対象受益権口数及び/又は交付残余現金額(もしあれば)及び/又は本信託社債のその他の条件及び/若しくは要項の1つ以上について、上場廃止、支払不能事由、関連重要事由又はその他異常事態に対応するための相応な調整(もしあれば)を行う。

かかる調整を行う場合、発行会社は、当該調整の発効日の2営業日前までに、スワップ相手方からの通知内容又は発行会社が合理的に必要と考える事項を、発行会社のホームページに掲載するか、又は口座管理機関等を通じて社債権者に通知するものとする。

(い)本信託社債について、強制的期限前償還事由が生じたものとみなし、本「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限」(b)の規定に従い、本信託社債を償還する。

「早期償還期日」とは、本件スワップ契約に定められた早期償還終了の発生後、最初に到来する利払期日をいう。

「早期償還参照価格」とは、早期償還判定日における基準価額であり、本件スワップ契約に基づきスワップ計算代理人により決定される(但し、「潜在的調整事由、上場廃止、支払不能事由、関連重要事由及びその他異常事態」(イ)及び(ロ)に記載の調整に従うものとする。)。なお、当該日が、「早期償還判定日」の定義において記載されるとおり、障害日であることを理由として当初予定されていた早期償還判定日直後の2予定取引所営業日目の日に延期される場合で、かつかかる2予定取引所営業日目の日が障害日である場合、スワップ計算代理人は、かかる2予定取引所営業日目の日の評価時刻現在の償還対象受益権1口当たりの純資産額の見積価格を誠実に決定するものとし、かかる見積価格が早期償還参照価格とみなされる。

「早期償還判定日」とは、各利払期日(初回の利払期日及び予定償還期日を除く。)の10予定取引所営業日前の日をいう。かかる日が障害日である場合、当該日の直後の障害日でない予定取引所営業日とする。直後の障害日でない予定取引所営業日が、当初予定されていた早期償還判定日直後の2予定取引所営業日目の日の評価時刻までに生じない場合、かかる2予定取引所営業日目の日が早期償還判定日であるとみなされる。

「想定元本金額」とは、本件スワップ契約における「Notional Amount」をいう。

- 「適用利率」とは、以下の利率をいう。
- (1) 固定利率：第1回目の利息計算期間については、年4.05%とする。
 - (2) 変動利率：第2回目以降の各利息計算期間については、以下の通りとする。
 - (i) クーポン判定日における利率参照価格がクーポン判定価格以上であるとスワップ計算代理人が判断した場合、当該クーポン判定日を含む利息計算期間に適用される利率は、年4.05%とする。
 - (ii) クーポン判定日における利率参照価格がクーポン判定価格未満であるとスワップ計算代理人が判断した場合、当該クーポン判定日を含む利息計算期間に適用される利率は、年0.10%とする。
- 「トリガー価格」とは、下記の算式によりスワップ計算代理人が決定する価格をいう(但し、「潜在的調整事由、上場廃止、支払不能事由、関連重要事由及びその他異常事態」(イ)及び(ロ)に記載の調整に従うものとする。)。但し、1円未満を切り捨てる。
- $$\text{基礎価格} \times 105\%$$
- 「取引所営業日」とは、本取引所が開設する市場において、本取引所が開設する市場が予定終了時刻よりも早く終了するか否かに拘わらず、その通常の取引時間において取引が行われるために本取引所が開設する市場が営業を行っている予定取引所営業日をいう。
- 「ロックイン価格」とは、下記の算式によりスワップ計算代理人が決定する価格をいう(但し、「潜在的調整事由、上場廃止、支払不能事由、関連重要事由及びその他異常事態」(イ)及び(ロ)に記載の調整に従うものとする。)。但し、1円未満を切り捨てる。
- $$\text{基礎価格} \times 60\%$$
- 「発行会社」とは、本信託の受託者たる地位に基づき本信託財産のために本信託社債を発行する三菱UFJ信託銀行株式会社をいう。
- 「払込期日」とは、2015年6月23日をいう。
- 「判定価格」とは、償還方法決定日における基準価額であり、本件スワップ契約に基づきスワップ計算代理人により決定される(但し、「潜在的調整事由、上場廃止、支払不能事由、関連重要事由及びその他異常事態」(イ)及び(ロ)に記載の調整に従うものとする。)。なお、当該日が、「償還方法決定日」の定義において記載されるとおり、障害日であることを理由として当初予定されていた償還方法決定日直後の2予定取引所営業日目の日に延期される場合で、かつかかる2予定取引所営業日目の日が障害日である場合、スワップ計算代理人は、かかる2予定取引所営業日目の日の評価時刻現在の償還対象受益権1口当たりの純資産額の見積価格を誠実に決定するものとし、かかる見積価格が判定価格とみなされる。
- 「評価時刻」とは、予定終了時刻をいう。但し、本取引所が開設する市場における取引が予定終了時刻より早く終了した場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。

「振替機関」とは、	以下の振替機関をいう。 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
「報告書等」とは、	本「参考：信託社債の概要 15 社債管理者に対する報告及び社債管理者の請求による調査」(b)に定める意味を有する。
「本件スワップ契約」とは、	本「参考：信託社債の概要 6 本件スワップ契約」に定める意味を有する。
「本件スワップ契約に定められた早期終了事由」とは、	本件スワップ契約に基づき、早期償還判定日において、早期償還参照価格がトリガー価格以上であるとスワップ計算代理人が判断し、当該判断がスワップ計算代理人から発行会社に通知されたことをいう。
「本社債要項」とは、	本信託社債に係る要項をいう。
「本信託」とは、	本信託契約に基づき設定される信託をいう。
「本信託契約」とは、	野村證券株式会社を委託者兼当初の受益者とし、かつ、本信託受託者を受託者として、野村證券株式会社と三菱UFJ信託銀行株式会社との間の2015年6月12日付「信託契約書(信託契約番号 280022397)」に基づき締結される信託契約をいう。
「本信託財産」とは、	本信託の信託財産をいう。
「本信託社債」とは、	発行会社が、2015年2月25日に開催した取締役会の決議に基づいて、本信託の受託者たる地位にて本信託財産のために発行する第24回2020年3月満期ETF償還条項付 円建信託社債(デジタルクーポン型・早期償還条項付)(基準価額参照型)(責任財産限定特約付)対象証券: NEXT FUNDS 不動産(TOPIX-17)上場投信(証券コード:1633)をいう。
「本信託受託者」とは、	本信託の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社をいう。
「本取引所」とは、	株式会社東京証券取引所又はその承継者をいう。
「予定終了時刻」とは、	本取引所及び予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所が開設する市場における取引の予定終了時刻をいう。時間外又は通常時間外の他の取引は考慮しない。
「予定償還期日」とは、	2020年3月24日(但し、当該日が営業日でない場合は、その翌営業日とする。)をいう。
「予定取引所営業日」とは、	本取引所が開設する市場が通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。
「利害関係人」とは、	信託業法(平成16年法律154号。その後の改正を含む。)第29条第2項第1号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成5年政令第31号。その後の改正を含む。)第10条に定める者をいう。
「利息計算期間」とは、	各利払期日につき、当該利払期日に対応する利息計算期日の直前の利息計算期日の翌日(同日を含む。)から、当該利息計算期日(同日を含む。)までの期間をいう。但し、第1回目の利息計算期間は、払込期日の翌日(同日を含む。)から第1回目の利息計算期日(同日を含む。)までとし、最終の利息計算期間は、適用ある償還期日の直前の利息計算期日の翌日(同日を含む。)から当該償還期日(同日を含む。)までとする。
「利息計算期日」とは、	初回を2015年9月11日とし、償還期日までの毎年3月11日、6月11日、9月11日及び12月11日(但し、2020年3月11日を除く。)並びに償還期日とする。

- 「利払期日」とは、利息計算期日と同日をいう。但し、当該日が営業日でない場合は、その翌営業日をいう。
- 「利率参照価格」とは、クーポン判定日における基準価額であり、本件スワップ契約に基づきスワップ計算代理人により決定される(但し、「潜在的調整事由、上場廃止、支払不能事由、関連重要事由及びその他異常事態」(イ)及び(ロ)に記載の調整に従うものとする。)。なお、当該日が、「クーポン判定日」の定義において記載されるとおり、障害日であることを理由として当初予定されていたクーポン判定日直後の2 予定取引所営業日目の日に延期される場合で、かつかかる2 予定取引所営業日目の日が障害日である場合、スワップ計算代理人は、かかる2 予定取引所営業日目の日の評価時刻現在の償還対象受益権1口当たりの純資産額の見積価格を誠実に決定するものとし、かかる見積価格が利率参照価格とみなされる。

第 1 【信託財産の状況】

1 【概況】

（ 1 ） 【信託財産に係る法制度の概要】

本信託は、金銭を当初の信託財産（委託者が当初に信託する財産を「当初の信託財産」という。以下同じ。）とする特定運用金外信託（金銭信託以外の金銭の信託）である。

本信託受託者は、信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号。その後の改正を含む。以下「兼営法」という。）、信託業法等の各種関連法令に基づき、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務等をはじめとする法令上の義務に従い、信託財産の引受け(受託)を行う。

本信託社債は、本信託の受託者たる発行会社が本信託財産のために発行する会社法施行規則第2条第3項第17号に定める信託社債であり、本信託受託者は、本信託社債について、本信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う。なお、本信託財産は、本信託受託者の固有財産や、本信託受託者が受託している他の信託の信託財産とは分別して管理され、本信託受託者の倒産からの隔離機能の確保や、本信託受託者による忠実義務違反行為の防止が図られる。また、本信託社債は、金融商品取引法第2条第1項第5号に定義される社債の一種であり、有価証券として金融商品取引法の適用を受ける。

（ 2 ） 【信託財産の基本的性格】

本信託の当初の信託財産は、金銭であり、委託者により2015年6月23日に信託された。

本信託の主たる信託財産は、本信託の受託者たる発行会社が、本信託社債を発行し、その発行代わり金を主たる原資として購入した裏付証券たる日本国債（以下「日本国債」という。）である。また、本信託受託者は、スワップ相手方との間で、オプション（早期終了条項及びETF交付条項）を付加した本件スワップ契約（本件スワップ契約及び同契約に基づく取引の詳細については、上記「参考：信託社債の概要 6 本件スワップ契約」を参照のこと。以下同じ。）を締結し、スワップ相手方から受け取る金銭をもって、本信託社債の社債権者に本信託社債の利息を支払うとともに、スワップ相手方から受け取る金銭若しくは償還対象受益権（以下「ETF」という。）又は本信託財産に属する金銭若しくは日本国債をもって、本信託社債を償還する（詳細については、上記「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限」を参照のこと。）。本信託財産には、本件スワップ契約に基づくスワップ相手方を債務者とする債権も含まれる。

なお、本信託受託者は、当初の信託財産として金銭を受領するほか、日本国債の元利金を受領し、これを本件スワップ契約に基づくスワップ相手方に対する支払い等のために保有し、また、本件スワップ契約に基づいてスワップ相手方から金銭を受領し、これを本信託社債の元利金の支払い、信託報酬及び信託諸費用の支払い等のために保有するので、本信託財産には金銭が含まれる。

（ 3 ） 【信託財産の沿革】

本信託の当初の信託財産は金銭であり、2015年6月23日に、主として有価証券の取得、管理及び処分を目的として信託された。

本信託受託者は、2015年6月23日に、主として日本国債の購入資金を調達する目的で、本信託社債を発行し、同日に、その発行代わり金を主たる原資として日本国債を購入した。

また、本信託受託者は、スワップ相手方との間でオプション（早期終了条項及びETF交付条項）を付加した本件スワップ契約を締結し、金利等のスワップ取引を行うとともに、本件スワップ契約に基づく債権を取得した。

（ 4 ） 【信託財産の管理体制等】

【信託財産の関係法人】

(a) 委託者：野村證券株式会社

信託設定を行う。また、本信託受託者に対して、本信託社債の発行代わり金を主たる原資とした本信託の主たる信託財産となる日本国債の購入指図その他の指図を行う。

(b) 受託者：三菱UFJ信託銀行株式会社

信託財産の管理及び処分を行う。また、本信託社債の発行会社となる。本信託受託者は、本信託に関する信託事務のうち証券管理事務等(下記の(d)に定義する。)を日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託し、また、本信託に関する信託事務のうち業務規程等に基づく本信託社債の発行代理人及び支払代理人に係る業務等を財務代理人に委託する。

(c) スワップ相手方：野村證券株式会社

本信託受託者との間で、オプション(早期終了条項及びETF交付条項)を付加した本件スワップ契約を締結し、金利等のスワップ取引を行う。

(d) 事務委任先：日本マスタートラスト信託銀行株式会社(以下「事務委任先」という。)

本信託受託者との有価証券管理サービス契約に基づき、本信託受託者を委任者、日本マスタートラスト信託銀行株式会社を受任者として、主に以下に掲げる本信託に関する信託事務(以下「証券管理事務等」という。)を行う。

- 1) 有価証券等の保管に関する事務の代理
- 2) 有価証券等の決済に関する事務(有価証券等の決済に伴う、取引相手と受任者間、委任者と受任者間の資金の受払いに関する事務を含む。)の代理
- 3) 有価証券等の管理(銘柄属性管理事務、各種取引管理事務、各種権利に係る事務、元利金・配当金等に係る事務等)、付随業務(各種報告書の作成、総勘定元帳管理事務、国税・地方税等に係る事務等)、及び委任者と受任者が合意したその他事務等の代理
- 4) ファンド管理業務(ファンド属性登録事務、元本に係る事務、報告書作成事務、信託報酬に係る事務、決算に係る事務、総勘定元帳管理事務等)

(e) 社債管理者：野村信託銀行株式会社

会社法第702条に基づき、社債権者のために本信託社債の管理を行う。社債管理者には、公平誠実義務及び善管注意義務が課せられる(会社法第704条)とともに、社債管理者は、社債権者のために本信託社債に係る債権の弁済を受け、又は債権の実現を保全するに必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する(会社法第705条第1項)。

(f) 財務代理人：株式会社三菱UFJ銀行

本信託受託者との財務代理契約に基づき、業務規程等に基づく本信託社債の発行代理人及び支払代理人に係る業務等を行う。

【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】

本信託受託者は、委託者の指図に基づき、本信託社債の発行代わり金を主たる原資として、本信託の主たる信託財産となる日本国債を購入した。また、本信託受託者は、同じく委託者の指図に基づき、スワップ相手方との間で、オプション（早期終了条項及びETF交付条項）を付加した本件スワップ契約を締結し、金利等のスワップ取引を行う。本信託受託者は、日本国債の元利息を受領し、これを本件スワップ契約に基づいてスワップ相手方に対して支払い、また、本件スワップ契約に基づいてスワップ相手方から受け取る金銭をもって、信託報酬及び信託諸費用を支払うほか、本信託社債の社債権者に本信託社債の利息を支払うとともに、スワップ相手方から受け取る金銭及び／若しくはETF、及び／又は本信託財産に属する金銭及び／若しくは日本国債をもって、本信託社債を償還する。

本信託受託者は、本信託の終了日において本信託財産内に日本国債が残存する場合、又は買入れ及び消却への対応（詳細については、上記「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (e) 買入消却」及び同「(f) 裏付証券の換価」を参照のこと。）のために、本信託契約及び本社債要項に規定される手続により、本信託財産である日本国債をスワップ相手方又はその他の金融機関若しくは金融商品取引業者に対して売却することがある。また、スワップ相手方から受領するETFを本信託社債の社債権者に対して交付することができない場合には、同様の手続により、ETFをスワップ相手方又はその他の金融機関若しくは金融商品取引業者に対して売却することがある。なお、本信託受託者は、本信託財産の管理及びかかる売却による処分のみを行い、かかる売却以外には本信託財産の売却その他の処分は行わない。

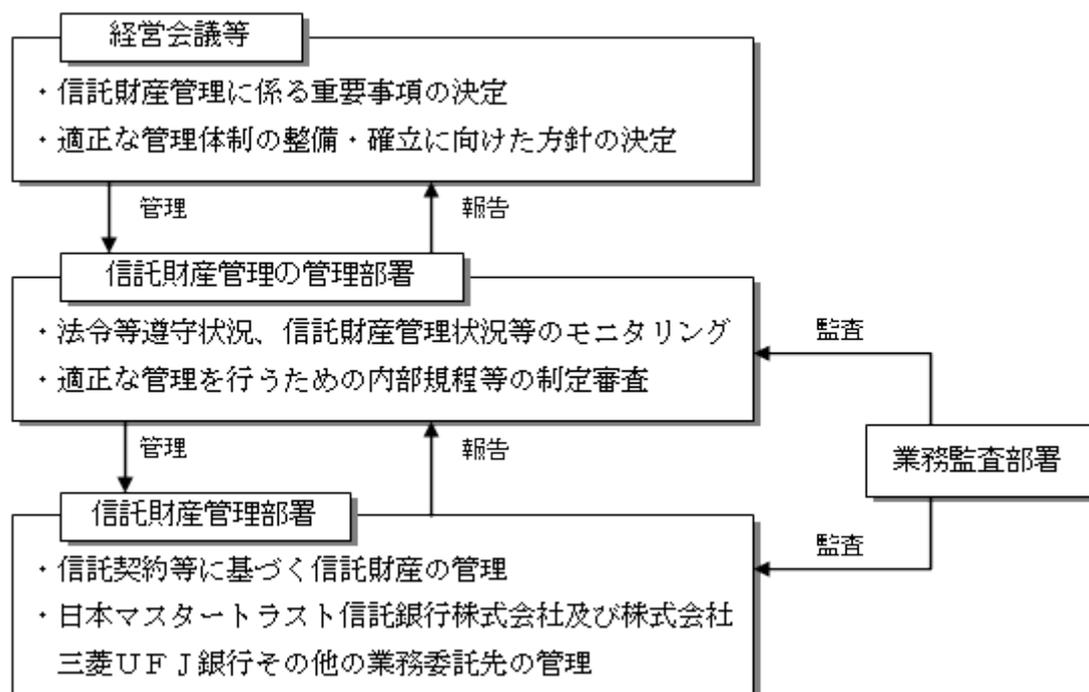
本信託受託者は、本信託の目的に従い、善良なる管理者の注意をもって信託事務を処理する。

【信託財産の管理体制】

(a) 受託者における管理体制について

本信託財産は、信託法によって、本信託受託者の固有財産や、本信託受託者が受託する他の信託の信託財産とは分別して管理することが義務付けられている。

本信託受託者の信託財産の管理体制は、以下のとおりである。また、定期的に外部監査を実施する。



本書に記載されている信託財産の管理体制は、本書提出日現在におけるものであり、今後組織変更等により変更になることがある。

(b) 事務委任先及び財務代理人に対する管理体制について

事務委任先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び財務代理人である株式会社三菱UFJ銀行の事務運営、事務管理体制の状況につき、定期的に適正性を確認する。また、事務管理及び事務品質向上への取組等について、事務委任先及び財務代理人から定期的に報告を受理し、必要に応じて指導・助言等を行う体制を整備している。

2【信託財産を構成する資産の概要】

(1)【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】

本信託の当初の信託財産である金銭及び本信託社債の発行代わり金を主たる原資として取得した日本国債の利用を制限する法律はない。また、スワップ相手方との間で締結した本件スワップ契約に基づく債権について、その発生等を規定する特段の法律はなく、また、その債務者であるスワップ相手方を特別に保護する特段の法律もない。

(2)【信託財産を構成する資産の内容】

本信託の当初の信託財産は金銭であるが、本信託の主たる信託財産は、本信託社債の発行代わり金を主たる原資として購入した日本国債である。日本国債の銘柄等の詳細については、上記「参考：信託社債の概要 21用語の定義」を参照のこと。また、本件スワップ契約に基づく債権は、当該契約に基づき発生し、当該契約に定められる条件に従ってスワップ相手方に対して金銭の支払い等の一定の行為を請求することを内容とする権利である。

(本信託財産の運用に関する事項については、下記「3 信託の仕組み」を参照のこと。)

(3)【信託財産を構成する資産の回収方法】

該当事項なし。

(本信託財産の運用に関する事項については、下記「3 信託の仕組み」を参照のこと。)

3【信託の仕組み】

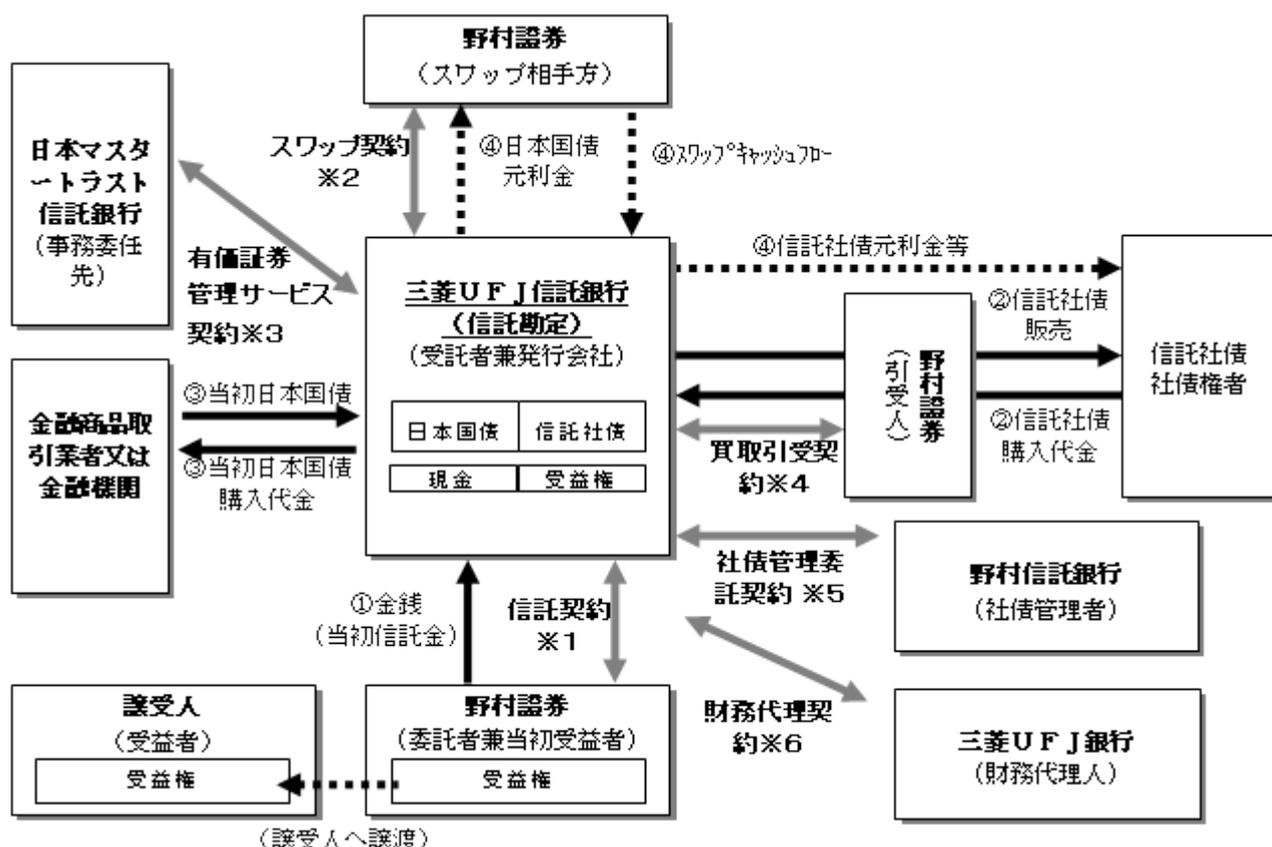
(1)【信託の概要】

【信託の基本的仕組み】

委託者と本信託受託者との間で2015年6月12日に本信託契約が締結され、2015年6月23日に当初の信託財産である金銭が信託された。本信託受託者は、本信託契約に基づき、委託者の指図に従って、本信託社債の払込期日(2015年6月23日)に、本信託社債の発行代わり金を主たる原資として、本信託の主たる信託財産となる日本国債を購入した。また、本信託受託者は、同じく委託者の指図に従って、スワップ相手方との間で、オプション(早期終了条項及びETF交付条項)を付加した本件スワップ契約を締結し、金利等のスワップ取引を行う。本信託の受託者たる発行会社は、日本国債の元利金を受領し、これを本件スワップ契約に基づいてスワップ相手方に対して支払い、また、本件スワップ契約に基づいてスワップ相手方から受け取る金銭をもって、信託報酬及び信託諸費用を支払うほか、本信託社債の社債権者に本信託社債の利息を支払うとともに、スワップ相手方から受け取る金銭及び/若しくはETF、及び/又は本信託財産に属する金銭及び/若しくは日本国債をもって、本信託社債を償還する。

本信託受託者は、本信託社債について、本信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う。また、本信託財産は、本信託受託者の固有財産や、本信託受託者が受託する他の信託の信託財産とは分別して管理され、本信託受託者の倒産からの隔離機能の確保や、本信託受託者による忠実義務違反行為の防止が図られる。

(スキーム図)



- 1 信託契約（委託者と本信託受託者との契約）
本信託財産の管理処分に関する事項、委託者、本信託受託者及び受益者の権利義務関係等が定められる。
- 2 スワップ契約（本信託受託者とスワップ相手方との契約）
本信託の主たる信託財産である日本国債を活用し、本信託社債の利息相当額の金銭、本信託社債の償還原資となる金銭又はETFを確保するにあたっての、本信託受託者及びスワップ相手方の権利義務関係並びに本信託契約との関係等が定められる。
- 3 有価証券管理サービス契約（本信託受託者と事務委任先との契約）
本信託の信託事務のうち証券管理事務等の本信託受託者による事務委任に関する事項等が定められる。
- 4 買取引受契約（本信託の受託者たる発行会社と引受人との契約）
本信託社債の引受けの条件及び募集の方法等が定められる。
- 5 社債管理委託契約（本信託の受託者たる発行会社と社債管理者との契約）
本信託社債の管理の委託に関する事項等が定められる。
- 6 財務代理契約（本信託の受託者たる発行会社と財務代理人との契約）
本信託の信託事務のうち業務規程等に基づく本信託社債の発行代理人及び支払代理人に係る業務等の本信託受託者による事務委任に関する事項等が定められる。

【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】

(a) 信託財産の管理及び運用について

(イ) 日本国債の購入

本信託受託者は、委託者の指図に従って、委託者が指図する金融商品取引業者又は金融機関を売主として日本国債に係る売買契約（契約の方式は市場慣行に従う。）を締結の上、同売主から、委託者が当該指図において指定する条件に従って、社債等振替法に基づき、本信託受託者又は事務委任先の振替口座において日本国債が信託財産に属する旨増額の記載又は記録を受けることにより、日本国債を取得した。

(ロ) スワップ契約

本信託受託者は、委託者の指図に従って、スワップ相手方との間で、オプション（早期終了条項及びETF交付条項）を付加した本件スワップ契約を締結し、金利等のスワップ取引を行う。

(八) 未運用の金銭

本信託財産に属する未運用の金銭については、本信託受託者はその裁量により、単独で本信託受託者の銀行勘定に対する預金又は貸付けにより運用する。本信託受託者の銀行勘定に対する預金又は貸付けにより運用する場合、本信託受託者の店頭に表示する普通預金金利で付利される。

(b) 受託者(銀行勘定)、利害関係人、他の信託財産との取引

本信託受託者は、受益者の保護に支障が生じることがない場合として法令に定める場合に該当するときは、本信託受託者の銀行勘定、本信託受託者の利害関係人、又は他の信託の信託財産との間で以下の取引を行うことがある。

(イ) 本信託財産に属する金銭の本信託受託者の銀行勘定に対する預金又は貸付けによる運用

(ロ) 本信託受託者の利害関係人に対する信託事務の一部の委託

(ハ) 本信託受託者の利害関係人からの日本国債の取得

(ニ) 本信託受託者の利害関係人に対する日本国債の売却

(ホ) 本信託受託者の利害関係人に対するETFの売却

(ヘ) その他本信託契約に定める場合、又は法令に定める方法により受益者の承認を得た場合における、本信託受託者又はその利害関係人と本信託財産との間における取引

(c) 運用制限等

本信託受託者は、本信託契約に基づき日本国債の換価を行う場合、その他本信託契約又は本社債要項で許容される場合以外に、委託者、受益者及びスワップ相手方の承諾を得ずして、本信託財産に債務負担が生じる取引を行わない。

(d) 信託財産の計算期日

初回を2015年12月11日とし、以降信託期間中の毎年6月11日及び12月11日並びに信託終了日とする。

(e) 信託財産の計算期間

信託財産の計算期日の翌日(同日を含む。)から、その後に最初に到来する信託財産の計算期日(同日を含む。)までとする。但し、第1回目の信託財産の計算期間は、信託契約締結日(2015年6月12日)(同日を含む。)から2015年12月11日(同日を含む。)までとし、最終の計算期間は、信託終了日(下記の(a)に定義する。)の直前の信託財産の計算期日の翌日(同日を含む。)から信託終了日(同日を含む。)までとする。

(f) 本信託社債の利息及び償還金等の支払及び交付

本信託受託者は、本信託社債の要項に従い、本信託社債の社債権者に対して、利払期日に本信託社債の利息を支払うとともに、償還期日に(イ)本信託社債の償還金を支払い、(ロ)ETF及び1口未満の端数相当分の現金(以下「交付残余現金」という。)(もしあれば)を交付し、及び/又は(ハ)日本国債その他の本信託財産に残存する金銭以外の財産を交付する(詳細については、上記「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限」を参照のこと。)

(g) 信託事務の委託

本信託受託者は、本信託の信託事務のうち証券管理事務等を事務委任先に委託し、また、本信託の信託事務のうち業務規程等に基づく本信託社債の発行代理人及び支払代理人に係る業務等を財務代理人に委託する。

【委託者の義務に関する事項】

委託者は、本信託契約に明示されたものを除き、本信託受託者又は受益者に対して義務を負わない。

【その他】

(a) 信託期間について

本信託の信託期間は、2015年6月12日から2020年3月24日(但し、当該日が営業日でない場合は、翌営業日とする。)までとする。但し、本信託契約の規定により信託終了日(本信託契約の規定により本信託の全部が終了する日をいう。以下同じ。)が、2020年3月24日と異なる日となった場合は、当該変更後の信託終了日までとする。

(b) 費用について

(イ) 直接負担する費用

申込手数料：該当なし。

解約手数料：該当なし。

(ロ) 信託報酬

本信託社債の払込期日に受ける信託報酬のほか、本信託社債の払込期日の翌日以降、本信託受託者が受ける信託報酬は以下のとおりである。

<p>信託終了日までの毎年3月11日、6月11日、9月11日及び12月11日(但し、2020年3月11日を除く。)並びに信託終了日(但し、当該各日が営業日でない場合は、翌営業日とする。)に受ける信託報酬</p>	<p>信託終了日までの各利息計算期日及び信託終了日(2020年3月11日である場合に限る。)において、当該利息計算期日又は信託終了日の直前の利息計算期日の翌日(初回の期間に関しては2015年6月23日の翌日)(同日を含む。)から、当該利息計算期日又は信託終了日(同日を含む。)までの期間の信託報酬として、当該利息計算期日又は信託終了日における本信託社債の未償還元本残高相当額(以下「未償還元本残高相当額」という。)に、以下の計算式によって算出される値を乗じることにより計算し、計算の結果、1円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てた金額に、委託者と本信託受託者が別途書面により合意した本信託社債に係る開示関連費用及び本信託財産に係る会計監査費用に相当する金額を加えた金額(消費税及び地方消費税その他の信託報酬に係る税相当額を含む。)</p> <p>(計算式) $0.108\% \times$ 当該信託報酬の計算期間において30/360ベース(以下に定義する。)で計算される値</p> <p>30/360ベースとは、信託報酬の計算期間の日数を360で除す計算方法をいう(当該日数は1ヶ月を30日とする12か月からなる360日を1年として計算されるものとするが、(i)当該信託報酬の計算期間の最終日が31日にあたるが、当該信託報酬の計算期間の初日が30日及び31日以外の日にあたる場合は、最終日を含む月は30日からなる月に短縮されず、また(ii)当該信託報酬の計算期間の最終日が2月末日にあたる場合は、2月は30日からなる1ヶ月に延長されるとはみなされないものとする。)</p> <p>但し、信託終了日が、3月11日、6月11日、9月11日及び12月11日以外の日になる場合には、本信託終了日における未償還元本残高相当額に対して0.108%を乗じた金額に、信託終了日の直前の利息計算期日の翌日(初回の利息計算期日より前に信託終了日が到来する場合は、2015年6月23日の翌日)(同日を含む。)から、信託終了日(同日を含む。)までの実日数を365日で除した数を乗じた日割り計算に基づき計算された金額(信託終了日が2020年3月11日より後の日になる場合は、当該金額に、委託者と本信託受託者が別途書面により合意した本信託社債に係る開示関連費用及び本信託財産に係る会計監査費用に相当する金額を加えた金額)(消費税及び地方消費税その他の信託報酬に係る税相当額を含む。)</p>
---	--

<p>信託終了日以降に本信託の清算事務が残った場合に受ける信託報酬</p>	<p>本信託の清算日において、信託終了日における未償還元本残高相当額に対して0.108%を乗じた金額に、信託終了日の翌日（同日を含む。）から、本信託の清算日（同日を含む。）までの実日数を365日で除した数を乗じた日割り計算に基づき計算された金額（消費税及び地方消費税相当額その他の信託報酬に係る税相当額を含む。）。</p> <p>本信託の清算日後に社債権者に対して本信託財産の交付が行われる場合には、当該交付が行われる日において、当該社債権者の保有する本信託の清算日における未償還元本残高相当額に対して0.108%を乗じた金額に、本信託の清算日の翌日（同日を含む。）から、当該交付が行われる日（同日を含む。）までの実日数を365日で除した数を乗じた日割り計算に基づき計算された金額（消費税及び地方消費税相当額その他の信託報酬に係る税相当額を含む。）</p>
<p>本信託社債の買入れを行う場合に受ける信託報酬</p>	<p>当該買入れがなされる日において、当該買入れの対象となる本信託社債の未償還元本残高相当額に対して0.108%を乗じた金額に、当該買入れがなされる日の直前の利息計算期日の翌日（初回の利息計算期日が到来する前に当該買入れがなされる場合は、2015年6月23日の翌日）（同日を含む。）から、当該買入れがなされる日（同日を含む。）までの実日数を365日で除した数を乗じた日割り計算に基づき計算された金額（消費税及び地方消費税相当額その他の信託報酬に係る税相当額を含む。）。</p>

(八) 信託諸費用

以下に掲げる費用は、信託諸費用として、本信託財産から支弁される。

本信託社債発行に係る新規記録手数料

本社債権者に対する元利金支払を行った口座管理機関に対して本信託受託者が支払う手数料

本信託社債に係る公告に関する費用

本信託社債に係る社債管理委託手数料及び当該社債管理委託手数料に係る消費税等の相当額

本信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等及び当該諸費用等に係る消費税等の相当額

本信託受託者が本信託財産のために行った立替金の利息相当額

本信託財産の売却に伴う手数料等及び当該手数料等に係る消費税等の相当額

その他信託事務の処理に必要な費用（本件スワップ契約に基づきスワップ相手方に支払うべき金銭及び本信託社債に関し本社債権者に支払うべき金銭、本信託社債に係る開示関連費用及び本信託財産に係る会計監査費用並びに本信託の信託事務のうち証券管理事務等の事務委任先に対する委託並びに本信託の信託事務のうち業務規程等に基づく本信託社債の発行代理人及び支払代理人に係る業務等の財務代理人に対する委託に関してこれらの者に支払われるべき報酬その他の費用を除く。）

また、本件スワップ契約に基づきスワップ相手方に支払うべき金銭及び本信託社債に関し本社債権者に支払うべき金銭は、本信託契約の該当する規定に従い、本信託財産から支払われる。なお、本信託社債に係る開示関連費用及び本信託財産に係る会計監査費用については、本信託受託者は自己の固有財産から支出するものとし（但し、委託者と本信託受託者が別途書面により合意した本信託社債に係る開示関連費用及び本信託財産に係る会計監査費用に相当する金額が信託報酬の一部として、本信託財産から本信託受託者に支払われる。）、また、本信託の信託事務のうち証券管理事務等の事務委任先に対する委託並びに本信託の信託事務のうち業務規程等に基づく本信託社債の発行代理人及び支払代理人に係る業務等の財務代理人に対する委託に関してこれらの者に支払われるべき報酬その他の費用について本信託受託者は自己の固有財産から支出するものとし、いずれも本信託財産から支払われない。

(c) 信託の終了

本信託は、以下の事由のいずれかが発生した場合、当該事由が生じた日において終了する。

本信託社債の予定償還期日の到来（但し、(i) 予定償還期日に、本件スワップ契約に基づき本信託受託者が、日本国債又は日本国債の償還金をスワップ相手方に交付し、スワップ相手方から本信託社債の元本償還金に替わる E T F 又はこれに替わる E T F の公正な経済価値に相当する金銭及び残

余現金(もしあれば)を受領すべき場合で、予定償還期日においてかかる授受が完了していない場合、及び(ii)本信託社債が満期償還に係る規定により償還されるより前に、強制的期限前償還事由が生じた場合を除く。)

本信託社債の早期償還期日の到来

本信託社債の払込期日(2015年6月23日)(同日を含む。)までに、本信託社債の発行代わり金の全部又は一部が支払われなかったこと又はその他の理由によって、本信託社債の払込期日において本信託社債の発行が行われなかった場合

本信託社債の払込期日以前において、本信託社債に係る買取引受契約が解除又はその他の事由により終了した場合

本信託契約の規定に基づき、本信託契約を合意解除するときに、当該合意で定めた本信託契約の終了日が到来した場合

予定償還期日に、本件スワップ契約に基づき本信託受託者が、日本国債又は日本国債の償還金をスワップ相手方に交付し、スワップ相手方から本信託社債の元本償還金に替わるETF又はこれに替わるETFの公正な経済価値に相当する金銭及び残余現金(もしあれば)を受領すべき場合で、予定償還期日においてかかる授受が完了していない場合において、本信託社債の元本償還金に替わるETF又はこれに替わるETFの公正な経済価値に相当する金銭及び残余現金(もしあれば)にかかる交付及び受領が行われた場合は、かかる交付及び受領が行われた日の翌営業日が到来した場合信託諸費用及び信託報酬として支払われるべき又は留保されるべき金額に不足が生じた場合(但し、本信託契約の規定により当該不足額の支払いが行われた場合を除く。)

強制的期限前償還事由が発生した場合(但し、本信託が上記 から 、又は から のいずれかにより終了する場合を除く。)

委託者が本信託契約締結日に日本国債の取得若しくは本件スワップ契約の締結に係る指図を適切に行わなかった場合又は当初の信託財産である金銭の信託日に当該金銭の送金を行わなかった場合

信託法第163条第1号から第8号に定める事由のいずれかが生じた場合

本信託受託者が辞任し又は解任された場合において、30日以内に後任の本信託の受託者が選任されない場合

委託者又は本信託受託者のいずれかの本信託契約における表明保証違反又は誓約違反により本信託が終了した場合

(d) 信託契約の変更

本信託契約は、信託法第149条第3項の規定に拘わらず、スワップ相手方の書面による同意を得た上で、委託者、受益者及び本信託受託者において書面で合意した場合に限り、変更又は修正することができる。但し、本信託受託者は、本信託契約を、本信託社債の社債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならない。

(e) 本信託社債の社債権者以外の本信託の受益権を有している者及び他の種類の内国信託社債券の社債権者
本信託にはその受益権を有する者が存在する。但し、本信託の受益者に対する信託の元本及び収益の交付は、本信託社債の社債権者に対する利息及び償還金又はETF若しくは日本国債の交付が完了した後に行われるため、本信託社債の社債権者に対する利息及び償還金又はETF若しくは日本国債の交付に影響を及ぼすことはない。

本信託受託者は、本信託社債以外に、本信託財産のための信託社債(会社法施行規則第2条第3項第17号に定める信託社債をいう。)を発行しない。従って、本信託社債の社債権者以外に、本信託に関し本信

託財産のために発行された他の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の内国信託社債券の社債権者は存在しない。

(2)【受益権】

該当事項なし。

(3)【内国信託受益証券(内国信託社債券)の取得者の権利】

本信託社債の社債権者は、その主な権利として、本信託社債の元利金の受領権、本社債要項の閲覧及び謄写請求権、並びに本信託契約及び本信託に関する信託財産状況報告書の閲覧及び謄写請求権を有する(詳細については、上記「参考：信託社債の概要」を参照のこと。)

かかる閲覧及び謄写請求権の行使に関する照会先は下記のとおりである。

<照会先>

三菱UFJ信託銀行株式会社 公募信託社債担当

電話番号 03-6214-6369

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ <https://www.tr.mufg.jp/shintaku-shasai/>

4【信託財産を構成する資産の状況】

(1)【信託財産を構成する資産の運用(管理)の概況】

(単位:千円)

期別	第8期特定期間	第9期特定期間
特定期間	自 2018年12月12日 至 2019年6月11日	自 2019年6月12日 至 2019年12月11日
特定期間末日現在		
(資産総額)	5,031,783	5,024,239
(負債総額)	5,283,766	5,040,374
(純資産総額)	251,983	16,134

(2)【損失及び延滞の状況】

該当事項なし。

(3)【収益状況の推移】

(単位:千円)

期別	第1期特定期間	第2期特定期間	第3期特定期間
特定期間	自2015年6月12日 至2015年12月11日	自2015年12月12日 至2016年6月11日	自2016年6月12日 至2016年12月11日
特定期間末日現在			
(収益合計)	509,439	542,424	303,497
(費用合計)	104,270	10,362	10,362
(当期純利益又は当期純 損失())	613,710	552,786	293,134

期別	第4期特定期間	第5期特定期間	第6期特定期間
特定期間	自2016年12月12日 至2017年6月11日	自2017年6月12日 至2017年12月11日	自2017年12月12日 至2018年6月11日
特定期間末日現在			
(収益合計)	66,434	240,240	268,632
(費用合計)	10,362	10,362	59,934
(当期純利益又は当期純 損失())	76,796	229,877	208,697

期別	第7期特定期間	第8期特定期間	第9期特定期間
特定期間	自2018年6月12日 至2018年12月11日	自2018年12月12日 至2019年6月11日	自2019年6月12日 至2019年12月11日
特定期間末日現在			
(収益合計)	94,636	374,862	246,222
(費用合計)	10,362	10,362	10,373

(当期純利益又は当期純損失())	104,999	364,499	235,848
-------------------	---------	---------	---------

(4) 【買戻し等の実績】

該当事項なし。

5 【投資リスク】

本信託社債への投資は様々なリスクを伴うが、以下は主要なリスクを簡潔に述べたものである。本信託社債はこれらのリスクの影響を同時に受ける可能性があるため、特定のリスクが本信託社債の価値にどの程度影響を及ぼすかを予測することができない場合がある。

本信託社債への投資を検討している投資家は、本信託社債に係るリスクを十分理解し、自身の財務状況を踏まえて慎重に投資判断を下すか、必要に応じて専門家のアドバイスを求めているいただきたい。

(1) 利率に関するリスク

本信託社債の利率は償還対象受益権(ETF)の基準価額に応じて、二通りの利率のいずれかが適用される(第1回目の利息計算期間に適用される固定利率を除く)。クーポン判定日における償還対象受益権(ETF)の基準価額がクーポン判定価格を下回った場合、当該クーポン判定日を含む利息計算期間に適用される利率は年0.10%になるため、償還対象受益権(ETF)の基準価額が所定の水準を下回って推移した場合、早期償還されずに、年0.10%の利率が長期間継続する可能性がある。発行条件決定時より償還対象受益権(ETF)の基準価額が上昇しても、本信託社債の利率は発行条件決定時の値を超えて上昇することはない(上記「参考:「信託社債の概要 21 用語の定義」を参照のこと。)

(2) 償還まで保有する場合に関するリスク

本信託社債を満期まで保有することを予定している場合、主に以下のリスクに留意する必要がある。

ETFの交付による償還

- ・ 償還対象受益権(ETF)の基準価額が下落し一定の条件に該当した場合、本信託社債の社債権者には償還対象受益権(ETF)及び交付残余現金(もしあれば)が交付される。従って、本信託社債の価値は、償還対象受益権(ETF)の価格水準(取引所の価格、基準価額)が下落した場合、投資した元本を下回るおそれがある。

受渡混乱事由又は一時停止事由発生の可能性

- ・ 受渡混乱事由又は一時停止事由が発生し、かつ、予定償還期日までにかかる事由が解消されていない場合、本信託社債の償還は、発行会社がスワップ相手方から償還対象受益権(ETF)及び残余現金(もしあれば)を受領した日の翌営業日に延期され、場合によっては償還対象受益権(ETF)の交付に代えて現金相当額が支払われることがある(詳細については、上記「参考:信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (a) 満期償還」を参照のこと。)

ETF償還となった場合の現金による償還

- ・ 発行会社の責めに帰すべき事由によらず、償還対象受益権(ETF)の交付による償還が不可能である場合、償還対象受益権(ETF)の交付に代えて現金相当額が支払われることがある。また、一定の期日までに償還対象受益権(ETF)が換価されなかった場合、償還対象受益権(ETF)又はそれに代わる金

債による償還が行われないこともある(詳細については、上記「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (a) 満期償還」を参照のこと。)

異常事態の発生に伴う処置

- ・ 償還対象受益権(ETF)又は上場投資信託に関し潜在的調整事由が発生したとスワップ計算代理人が判断した場合、本信託社債の条件が調整されることがある。また、償還対象受益権(ETF)の上場廃止、上場投資信託等に係る支払不能事由若しくは関連重要事由が発生したとスワップ計算代理人が判断した場合、又は、本件スワップ契約等に関しその他異常事態が発生したとスワップ計算代理人が判断した場合、本信託社債の条件が調整されるか、又は、本信託社債が強制的期限前償還金額及び/若しくは裏付証券(日本国債)で期限前に償還されることがある(詳細については、上記「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (b) 強制的期限前償還」及び同「21 用語の定義」を参照のこと。)。そのように期限前に償還される場合、信託財産の範囲内で本信託社債の社債権者に対する支払いが行われるため、強制的期限前償還金額は本信託社債の金額を下回る可能性がある。

早期償還条項による早期償還(再投資リスク)

- ・ 本信託社債は、早期償還条項に基づき、早期償還期日に本信託社債の金額100円につき金100円で償還されることがある(詳細については、上記「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (c) 早期償還」を参照のこと。)。この場合、投資家は、もし早期償還がなされなければ受領するはずであった早期償還期日後の利息を受領することができない。また、早期償還された資金を再投資する場合、本信託社債の利回りと同等の利回りを得られない可能性がある。

税制変更による早期償還

- ・ 発行会社又は裏付証券(日本国債)に関連する税制が変更された場合、本信託社債は、強制的期限前償還金額及び/又は裏付証券(日本国債)で期限前に償還されることがある(詳細については、上記「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (b) 強制的期限前償還」及び同「21 用語の定義」を参照のこと。)。そのように期限前に償還される場合、信託財産の範囲内で本信託社債の社債権者に対する支払いが行われるため、強制的期限前償還金額は本信託社債の金額を下回る可能性がある。

裏付証券等の交付による償還

- ・ 上記及び の場合、本信託の終了時に裏付証券(日本国債)が本信託財産の一部として残存しているときには、本信託社債は、残存するすべての裏付証券(日本国債)を売却した上で強制的期限前償還金額で期限前に償還されるが、一定の期限までに裏付証券(日本国債)を換価処分することができない場合には、強制的期限前償還金額(もしあれば)の支払いとともに裏付証券(日本国債)その他の本信託財産に残存する金銭以外の財産(もしあれば)が交付されるところ、発行会社はその責めに帰すべき事由によらず、当該財産の交付を行うことができない場合には、当該財産の交付が行われないこともある(上記「参考：信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (f) 裏付証券の換価」を参照のこと。)

(3) 中途売却する場合に関するリスク

本信託社債を満期まで保有せず、中途売却する可能性がある場合、主に以下のリスクに留意する必要がある。

流通市場の不存在

- ・ 本信託社債の流通市場は現在形成されておらず、発行会社、引受人及びそれらの関係会社は現在、本信託社債を流通市場に流通させることを企図していない。仮に将来、流通市場が形成されたとしても、流通市

場の流動性は市場環境の変化に影響されるため、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。従って、投資家は本信託社債を売却できない可能性がある。

- ・ 仮に売却できたとしても、その取引価格は以下のようなリスクの影響を受ける。また、かかるリスクの1つが及ぼす影響が、他のリスクの影響を一部又は全部打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もある。

ETFの価格水準(取引所の価格、基準価額)

- ・ 本信託社債の価値は、本信託社債の償還方法の決定に影響を及ぼし、また、その交付によって本信託社債の償還が行われることがある償還対象受益権(ETF)の価格水準(取引所の価格、基準価額)により変動する。本信託社債の価値は、償還対象受益権(ETF)の価格水準(取引所の価格、基準価額)が上昇した場合には増加し、償還対象受益権(ETF)の価格水準(取引所の価格、基準価額)が下落した場合には減少することが予想されるが、償還方法決定日において償還対象受益権(ETF)の基準価額が一定水準以上となった場合には本信託社債の金額100円につき金100円で償還されるため、償還対象受益権(ETF)の価格水準(取引所の価格、基準価額)が上昇しても本信託社債の価値は本信託社債の金額より増加しない可能性がある。

ETFのボラティリティ及び予想分配金

- ・ ボラティリティとは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表わす。一般的に償還対象受益権(ETF)の価格水準(取引所の価格、基準価額)のボラティリティの上昇は本信託社債の価値を減少させる方向に作用し、逆にボラティリティの下落は本信託社債の価値を増加させる方向に作用する。かかる影響の度合いは償還対象受益権(ETF)の価格水準(取引所の価格、基準価額)等によって変動する。また一般的に、上場投資信託の各構成銘柄の予想配当金又は償還対象受益権(ETF)の予想分配金の増加は、本信託社債の価値を減少させる方向に作用し、逆に上場投資信託の各構成銘柄の予想配当金又は償還対象受益権(ETF)の予想分配金の減少は、本信託社債の価値を増加させる方向に作用することが予想される。

金利

- ・ 一般的に、円金利の上昇は本信託社債の価値を減少させる方向に作用し、逆に円金利の低下は本信託社債の価値を増加させる方向に作用すると考えられるが、その影響の程度及び方向性は状況によって異なる。

(4) 本信託社債に影響を与える市場活動

発行会社、引受人、スワップ相手方及びスワップ計算代理人は、その業務遂行上又は本件スワップ契約に基づく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で上場投資信託の各構成銘柄及び償還対象受益権(ETF)を売買することがある。この売買が、償還対象受益権(ETF)の価格水準(取引所の価格、基準価額)に影響を及ぼし、それが結果的に本信託社債の社債権者に不利な影響を及ぼす可能性がある。

(5) 本信託社債の仕組みに関するリスク

責任財産限定

- ・ 本信託社債の元利金等(満期償還時に償還対象受益権(ETF)での償還となった場合の償還対象受益権(ETF)及び交付残余現金(もしあれば)を含む。)は、本信託財産(当初信託金、本信託受託者が本信託財産として取得する日本国債並びに本信託受託者が本件スワップ契約に基づき受領する金銭又はETF及びそれらに係る債権等)のみを原資として支払われ、本信託の受託者、委託者又は受益者が保有する

他の財産又は第三者による担保又は保証はない。従って、予定されていない信託諸費用等が一定の金額を超えて発生する場合には、本信託社債の元利金等の支払いに不足が生ずる可能性がある。

裏付証券の信用リスク

- 裏付証券(日本国債)について予定された元利金支払日における元利金支払債務の不履行、裏付証券の繰上償還が発生した場合、又は裏付証券保有者にとって不利益となる裏付証券の条件の変更等が行われた場合、本信託社債は強制的期限前償還金額で期限前償還される。その場合、残存するすべての裏付証券が売却され(裏付証券の全部が繰上償還される場合を除く。)、本信託受託者が受領するその代わり金若しくは裏付証券の繰上償還金又はその両方から必要経費等を精算した後、本信託財産に残存する金銭が本信託社債の社債権者に支払われる(詳細については、上記「参考:信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (b) 強制的期限前償還、(f) 裏付証券の換価」及び同「21 用語の定義」を参照のこと。)。裏付証券について支払債務の不履行が発生した場合、又は裏付証券保有者にとって不利益となる裏付証券の条件の変更等が行われた場合には、裏付証券の発行者の信用状況が著しく悪化している状況が含まれるため、本信託社債の元利金が大きく欠損し、ひいてはゼロとなる可能性がある。また、一定の期限までに裏付証券を換価処分することができない場合には、社債権者に対して強制的期限前償還金額(もしあれば)の支払いとともに裏付証券その他の本信託財産に残存する金銭以外の財産(もしあれば)が交付されること、発行会社はその責めに帰すべき事由によらず、当該財産の交付を行うことができない場合には、当該財産の交付が行われないこともある(上記「参考:信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (f) 裏付証券の換価」を参照のこと。))。

スワップ契約

- スワップ相手方の破綻若しくは支払不履行等、又は、本信託受託者の支払不履行等が発生して本件スワップ契約が期限前に終了した場合、本信託社債は強制的期限前償還金額で期限前償還される。その場合、信託財産の範囲内で本信託社債の社債権者に対する支払いが行われるため、強制的期限前償還金額は本信託社債の金額を下回る可能性がある。

その他の強制的期限前償還事由の発生による期限前償還

- 上記(2)、本(5)及びに規定する場合に加え、発行会社が利息の支払いを怠り、一定の期限までにこれを履行すること、若しくは不払いを解消することができない場合、又は本信託契約に基づき一定の事由により本信託が終了した場合、本信託社債は強制的期限前償還金額で期限前に償還される(詳細については、上記「参考:信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (b) 強制的期限前償還」及び同「21 用語の定義」を参照のこと。)。その場合、本信託財産の範囲内で本信託社債の社債権者に対する支払いが行われるため、強制的期限前償還金額は本信託社債の金額を下回る可能性がある。

本信託社債の期限の利益喪失による支払い

- 本信託財産についての破産手続開始の決定がなされた場合、本信託社債は期限の利益を喪失し、発行会社は本信託社債の社債権者に対し本信託社債の未償還元本の全部及び未払いの利息を支払うものとされている(詳細については、上記「参考:信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (d) 期限の利益喪失事由」を参照のこと。)。その場合、本信託財産の範囲内で本信託社債の社債権者に対する支払いが行われるため、償還金額は本信託社債の金額を下回る可能性がある。

裏付証券等の交付による償還

- ・ 上記 及び の場合、本信託の終了時に裏付証券(日本国債)が本信託財産の一部として残存しているときには、本信託社債は、残存するすべての裏付証券(日本国債)を売却した上で強制的期限前償還金額で期限前に償還されるが、一定の期限までに裏付証券(日本国債)を換価処分することができない場合には、強制的期限前償還金額(もしあれば)の支払いとともに裏付証券(日本国債)その他の本信託財産に残存する金銭以外の財産(もしあれば)が交付されること、発行会社はその責めに帰すべき事由によらず、当該財産の交付を行うことができない場合には、当該財産の交付が行われないこともある(上記「参考: 信託社債の概要 2 本信託社債の償還の方法及び期限 (f) 裏付証券の換価」を参照のこと。)。

(6) 税務リスク

将来において、日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果、本信託社債の課税上の取扱が当初想定されたものと著しく異なる可能性がある。

(7) 投資リスクに対する管理体制

本信託では、本信託受託者は、信託財産の管理を行うが、基本的には信託財産を売却しない。信託財産の管理体制については、上記「1 概況 (4) 信託財産の管理体制等 信託財産の管理体制」を参照のこと。

6【信託財産の経理状況】

1 財務諸表の作成方法について

本信託財産の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という)に基づいて作成したものである。

2 監査証明について

本信託財産は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2019年6月12日から2019年12月11日まで)の財務諸表についてPwCあらた有限責任監査法人による監査を受けたものである。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前特定期間 (2019年6月11日現在)	当特定期間 (2019年12月11日現在)
資産の部		
流動資産		
銀行勘定貸	100	100
有価証券	5,030,542	5,023,012
未収収益	1,141	1,127
流動資産合計	5,031,783	5,024,239
資産合計	5,031,783	5,024,239
負債の部		
流動負債		
金融派生商品	263,766	20,374
信託社債	5,020,000	5,020,000
流動負債合計	5,283,766	5,040,374
負債合計	5,283,766	5,040,374
純資産の部		
元本等		
元本	1,210	1,210
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	225,083	216,234
利益剰余金合計	252,083	16,234
元本等合計	251,983	16,134
純資産合計	251,983	16,134
負債純資産合計	5,031,783	5,024,239

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前特定期間 (自 2018年12月12日 至 2019年6月11日)	当特定期間 (自 2019年6月12日 至 2019年12月11日)
営業収益		
受取利息	2,523	2,496
有価証券評価損益	5,522	7,530
金融派生商品評価損益	370,008	243,392
金融派生商品収益	7,852	7,863
営業収益合計	374,862	246,222
営業費用		
信託報酬	3,743	3,743
社債利息	2,510	2,510
金融派生商品費用	2,510	2,510
支払手数料	1,599	1,610
営業費用合計	10,362	10,373
営業利益又は営業損失()	364,499	235,848
経常利益又は経常損失()	364,499	235,848
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	364,499	235,848
当期純利益又は当期純損失()	364,499	235,848

【注記表】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	決算日の市場価格等に基づく時価法 (市場価格が無い場合には、合理的に算定された価格に基づく。)
2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
3 その他	本財務諸表に係る特定期間(信託の計算期間)は、2019年6月12日から2019年12月11日までである。

(貸借対照表関係)

前特定期間(2019年6月11日現在)					
1 元本は、「財務諸表等規則」第61条に定める資本金に相当する。					
2 元本及び利益剰余金の変動					
前特定期間(自 2018年12月12日 至 2019年6月11日)					
(単位:千円)					
	元本等			元本等合計	純資産合計
	元本	利益剰余金	利益剰余金 合計		
		その他利益剰余金			
繰越利益剰余金					
当期首残高	100	616,583	616,583	616,483	616,483
当期変動額					
当期純利益	-	364,499	364,499	364,499	364,499
当期変動額合計	-	364,499	364,499	364,499	364,499
当期末残高	100	252,083	252,083	251,983	251,983

当特定期間(2019年12月11日現在)					
1 元本は、「財務諸表等規則」第61条に定める資本金に相当する。					
2 元本及び利益剰余金の変動					
当特定期間(自 2019年6月12日 至 2019年12月11日)					
(単位:千円)					
	元本等			元本等合計	純資産合計
	元本	利益剰余金	利益剰余金 合計		
		その他利益剰余金			
繰越利益剰余金					
当期首残高	100	252,083	252,083	251,983	251,983
当期変動額					
当期純利益	-	235,848	235,848	235,848	235,848
当期変動額合計	-	235,848	235,848	235,848	235,848
当期末残高	100	16,234	16,234	16,134	16,134

(金融商品関係)

金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

本信託は、本信託社債の発行代わり金を主たる原資として、本信託の主たる信託財産となる日本国債を購入した。また、オプション(早期終了条項及びETF交付条項)を付加した本件スワップ契約を締結し、金利等のスワップ取引を行う。

本信託は、日本国債の元利息を受領し、これを本件スワップ契約に基づいてスワップ相手方に対して支払い、また、本件スワップ契約に基づいてスワップ相手方から受け取る金銭をもって、信託報酬及び信託諸費用を支払うほか、本信託社債の社債権者に本信託社債の利息を支払うとともに、スワップ相手方から受け取る金銭及び/若しくはETF、及び/又は本信託財産に属する金銭及び/若しくは日本国債をもって、本信託社債を償還する。

本信託は、本信託契約に基づき日本国債の換価を行う場合、その他本信託契約又は本社債要項で許容される場合以外に、委託者、受益者及びスワップ相手方の承諾を得ずして、本信託財産に債務負担が生じる取引を行わない。

(2) 金融商品の内容及びリスク

銀行勘定貸

銀行勘定貸とは、信託財産に属する金銭を受託者の銀行勘定で運用することをいう。銀行勘定貸には信用リスクがあり、運用先である受託者の信用状況が悪化した場合、投資した金銭の一部または全部が毀損することがある。

有価証券

有価証券は主たる信託財産である裏付証券(日本国債)であり、市場の金利変動リスク等の市場リスクがある。

裏付証券について予定された元利金支払日における元利金支払債務の不履行、裏付証券の繰上償還が発生した場合、又は裏付証券保有者にとって不利益となる裏付証券の条件の変更等が行われた場合、本信託社債は強制的期限前償還金額で期限前償還される。その場合、残存するすべての裏付証券が売却され(裏付証券の全部が繰上償還される場合を除く。)、本信託受託者が受領するその代わり金若しくは裏付証券の繰上償還金又はその両方から必要経費等を精算した後、本信託財産に残存する金銭が本信託社債の社債権者に支払われる。

裏付証券について支払債務の不履行が発生した場合、又は裏付証券保有者にとって不利益となる裏付証券の条件の変更等が行われた場合には、裏付証券の発行体の信用状況が著しく悪化している状況が含まれるので、本信託社債の元利金が大きく欠損し、ひいてはゼロとなる可能性がある。

また、一定の期限までに裏付証券を換価処分することができない場合には、社債権者に対して強制的期限前償還金額の支払いとともに裏付証券その他の本信託財産に残存する金銭以外の財産が交付されること、発行会社はその責めに帰すべき事由によらず、当該財産の交付を行うことができない場合には、当該財産の交付が行われないこともある。

金融派生商品

本信託は、オプション(早期終了条項及びETF交付条項)を付加した金利スワップ取引を行っている。なお投機目的の取引は行っていない。当該スワップ取引は、主に金利変動リスク、株価変動リスク等の市場リスク、取引先の契約不履行等から生じる信用リスク、流動性リスクがある。

スワップ相手方の破綻若しくは支払不履行等、又は、本信託受託者の支払不履行等が発生して本件スワップ契約が期限前に終了した場合、本信託社債は強制的期限前償還金額で期限前償還される。その場合、信託財産の範囲内で本信託社債の社債権者に対する支払いが行われるため、強制的期限前償還金額は本信託社債の金額を下回る可能性がある。

信託社債

信託社債は、信託の受託者が信託財産のために発行する社債である。当該信託社債は、有価証券及び金融派生商品に基づき、社債権者に利息支払や償還を行うため、それらの抱えるリスクに影響を受ける。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

本信託では、銀行勘定貸を除き、委託者の指図に基づき金融商品に係る取引を行っており、受託者の裁量による信託財産の運用は行っていない。ただし、受託者のリスク管理所管部においては、信託財産である日本国債の価格、償還対象受益権(ETF)の価格変動、本信託のキャッシュフローの状況等のモニタリングを行っている。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもある。

金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りである。

(単位：千円)

	前特定期間 (2019年6月11日現在)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
銀行勘定貸	100	100	-
有価証券	5,030,542	5,030,542	-
未収収益	1,141	1,141	-
資産計	5,031,783	5,031,783	-
金融派生商品 ヘッジ会計が適用されて いないもの	263,766	263,766	-
信託社債	5,020,000	4,752,434	267,566
負債計	5,283,766	5,016,200	267,566

(単位:千円)

	当特定期間 (2019年12月11日現在)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
銀行勘定貸	100	100	-
有価証券	5,023,012	5,023,012	-
未収収益	1,127	1,127	-
資産計	5,024,239	5,024,239	-
金融派生商品 ヘッジ会計が適用されて いないもの	20,374	20,374	-
信託社債	5,020,000	4,998,916	21,084
負債計	5,040,374	5,019,290	21,084

(2)時価の算定方法

前特定期間 (2019年6月11日現在)	当特定期間 (2019年12月11日現在)
銀行勘定貸 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に拠っている。	銀行勘定貸 同左
有価証券 市場価格(日本証券業協会が発表する売買参考統計値)に基づき、評価している。	有価証券 同左
未収収益 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に拠っている。	未収収益 同左
金融派生商品 合理的に算出された価格(ブローカーからの入手)に基づき、市場価格に準ずるものとして評価している。	金融派生商品 同左
信託社債 ETF価格、ボラティリティ、金利等を参照し、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味して割り引いた現在価値を算定する方法によって合理的に算出された価格(ブローカーからの入手)に基づき、市場価格に準ずるものとして評価している。	信託社債 同左

(3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前特定期間(2019年6月11日現在)

(単位:千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
銀行勘定貸	100	-	-	-
未収収益	1,141	-	-	-
合計	1,241	-	-	-

当特定期間(2019年12月11日現在)

(単位:千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
銀行勘定貸	100	-	-	-
未収収益	1,127	-	-	-
合計	1,227	-	-	-

(4)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前特定期間(2019年6月11日現在)

(単位:千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
信託社債	5,020,000	-	-	-	-	-

当特定期間(2019年12月11日現在)

(単位:千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
信託社債	5,020,000	-	-	-	-	-

信託社債は、早期償還される可能性や参照価格がロックイン価格以下となった場合等において返済予定額が減額される可能性がある。

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

前特定期間(2019年6月11日現在)

(単位:千円)

種類	特定期間の損益に含まれた評価差額
国債	5,522

当特定期間(2019年12月11日現在)

(単位:千円)

種類	特定期間の損益に含まれた評価差額
国債	7,530

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は次の通りである。

なお、契約額については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

(1)金利関連

前特定期間(2019年6月11日現在)

(単位:千円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引		-	-	-	-
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 固定受取・固定支払	5,020,000	-	263,766	370,008

(注)時価の算定方法

合理的に算出された価格(ブローカーからの入手)に基づき、評価している。

当特定期間(2019年12月11日現在)

(単位:千円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引		-	-	-	-
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 固定受取・固定支払	5,020,000	-	20,374	243,392

(注)時価の算定方法

合理的に算出された価格(ブローカーからの入手)に基づき、評価している。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前特定期間(2019年6月11日現在)

該当事項なし。

当特定期間(2019年12月11日現在)

該当事項なし。

(関連当事者との取引)

前特定期間(2019年6月11日現在)

該当事項なし。

当特定期間(2019年12月11日現在)

該当事項なし。

(1口当たり情報)

(単位:円)

	前特定期間 (自 2018年12月12日 至 2019年6月11日)	当特定期間 (自 2019年6月12日 至 2019年12月11日)
1口当たり純資産額	251,983,298.00	16,134,932.00
1口当たり当期純利益又は1口当たり 当期純損失()	364,499,994.00	235,848,366.00

(重要な後発事象)

該当事項なし。

第2【証券事務の概要】

1 名義書換の手續等

(1) 信託社債券の発行

本信託社債は、社債等振替法第66条第2号の規定に基づき、その全部について同法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、本信託受託者は、社債等振替法第67条第2項の規定に基づき、本信託社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、同条第1項の規定に基づき、本信託社債の社債券を発行することはできない。

(2) 本信託社債の譲渡

社債権者は、その保有する本信託社債を譲渡する場合には、当該社債権者の譲渡の対象とする本信託社債が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等（社債等振替法第2条第5項に規定する振替機関等をいう。以下同じ。）に振替の申請をするものとする。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する本信託社債の金額の減少及び譲受人の保有する本信託社債の金額の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録する。但し、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含む。）に対して、譲受人の振替先口座に本信託社債の金額の増加の記載又は記録が行われるよう通知する。

(3) 本信託社債の譲渡の効力要件

本信託社債の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、その効力を生じない。

(4) 本信託社債の分割・併合

本信託社債は、金100万円未満にこれを分割することができず、かつ併合はしない。

(5) 質権口記載又は記録の本信託社債の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている本信託社債に係る金銭の支払い等については、本信託契約及び本社債要項の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われる。

2 社債権者（本信託社債の所有者）に対する特典

該当事項なし。

3 譲渡制限の内容

該当事項なし。

4 その他内国信託社債券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

本信託社債に係る社債権者集会及び公告の方法については、上記「参考：信託社債の概要 11 社債権者集会」及び同「12 公告の方法」を参照のこと。

第3【受託者、委託者及び関係法人の情報】

1【受託者の状況】

(1)【受託者の概況】

(1) 資本金の額等

2019年9月末現在、資本金は324,279百万円です。また、発行可能株式総数は、4,580,000,000株であり、3,497,754,710株を発行済です（詳細は、下表の通りです。）。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

株式の総数

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,500,000,000
第一回第四種優先株式	80,000,000（注）
第二回第四種優先株式	80,000,000（注）
第三回第四種優先株式	80,000,000（注）
第四回第四種優先株式	80,000,000（注）
第一回第五種優先株式	80,000,000（注）
第二回第五種優先株式	80,000,000（注）
第三回第五種優先株式	80,000,000（注）
第四回第五種優先株式	80,000,000（注）
第一回第六種優先株式	80,000,000（注）
第二回第六種優先株式	80,000,000（注）
第三回第六種優先株式	80,000,000（注）
第四回第六種優先株式	80,000,000（注）
計	4,580,000,000

（注） 第一回乃至第四回第四種優先株式、第一回乃至第四回第五種優先株式及び第一回乃至第四回第六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて80,000,000株を超えないものとする。

発行済株式

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2019年9月30日)	半期報告書 提出日現在 発行数(株) (2019年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,497,754,710	同左	非上場・非登録	(注)
計	3,497,754,710	同左	-	-

(注) 単元株式数は1,000株であり、議決権を有しております。

(2) 受託者の機構

当社は、監査等委員会設置会社の機関設計を選択し、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役社長へ大幅に委任することで業務執行の機動性を高めるとともに、取締役監査等委員が取締役会決議に参加することで実効性のある経営監督態勢の構築を図っております。なお、以下の記載は、2019年6月27日現在の情報です。ただし、以下の記載のうち執行役員の数に関する記載は、2019年11月29日現在の情報です。

イ. 法律に基づく機関の設置等

1. 取締役会及び取締役

- ・取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、経営監督機能を担っており、法令で定められた専決事項以外の重要な業務執行の決定は、原則として取締役社長へ委任しております。ただし、特に重要な業務執行の決定については、取締役会が行います。
- ・取締役会は、当社グループの事業に関する深い知見を備えるとともに、金融、財務会計、リスク管理及び法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた取締役21名(うち社外取締役6名)にて構成しております。

2. 監査等委員会

- ・監査等委員会は、取締役の職務執行の監査、監督を行います。また、監査報告の作成を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選解任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、実査を含めた当社または子会社の業務・財産の状況の調査等を行います。なお、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選解任等及び報酬等に関する意見を決定し、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において当該意見を述べる権限を有しております。
- ・監査等委員会は、社外の監査等委員を委員長とし、監査等委員9名(うち社外の監査等委員6名、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査等委員1名)にて構成しております。また、監査の実効性を確保するため、監査等委員の中から常勤の監査等委員3名を選定しております。
- ・監査等委員会は、日常的に内部統制システムを利用して監査を行います。また実効的な監査を行うため、必要に応じて、内部監査担当部署である監査部に対して具体的な指示を行います。また、監査等委員会と監査部は、相互の連携体制を確保するため、適切な情報共有等を行います。

ロ. その他の機関の設置等

- ・当社は、独立社外取締役による実効性の高い監督が行われる体制を構築するため、独立社外取締役のみを構成員とした「独立社外取締役会議」を設置しており、独立した客観的な立場に基づく情報共有及び意見交換を行っております。

- ・ 当社は、運用機関としての一層のガバナンス強化を目的に、取締役会傘下の第三者機関として、社外役員及び社外の有識者が構成員の過半を占める「スチュワードシップ委員会」を設置しており、受託財産運用における議決権行使等が投資家の利益を確保するために十分かつ正当であるかを検証しております。
- ・ 当社は、取締役会の傘下に、取締役社長、取締役副社長執行役員、取締役専務執行役員、部門長、コーポレートセンターの担当常務役員及び経営企画部グローバル企画室担当常務役員で構成される「経営会議」を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営全般に関する執行方針等を協議決定しております。また、取締役会から取締役社長に委任された重要な業務執行の決定に関する事項についても協議決定しております。
- ・ 当社は、業務執行態勢の強化の観点から、執行役員制度を導入しており、取締役社長の指揮命令の下、副社長執行役員2名(うち取締役兼務者2名)、専務執行役員5名(うち取締役兼務者2名)、常務執行役員18名(うち取締役兼務者5名)及び執行役員39名が、業務執行に従事しております。

(2)【事業の内容及び営業の概況】

1 事業の内容

2019年11月29日現在、当社グループは、親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの下、当社、子会社88社(うち連結子会社88社)及び関連会社7社(うち持分法適用関連会社7社)で構成され、信託銀行業を中心とした金融サービスに係る事業を行っております。

当社グループの中核である当社は、金銭信託・年金信託等の信託業務、預金・貸付・内国為替等の銀行業務及び不動産売買の媒介・証券代行等その他併営業等を行っておりますが、顧客特性・業務特性に応じて事業部門を設置しており、各事業部門は対象の顧客・業務について、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

2019年度中間連結会計期間において、市場国際部門が、2019年4月1日付で、市場部門に名称変更しております。

以上により、当社グループは、「リテール部門」「法人マーケット部門」「受託財産部門」「市場部門」及び「その他」を事業の区分としております。

各部門の位置付けは次のとおりであります。

リテール部門	：	個人に対する金融サービスの提供
法人マーケット部門	：	法人に対する不動産、証券代行及び資産金融に関する総合的なサービスの提供
受託財産部門	：	国内外の投資家及び運用会社等に対する資金運用・資産管理サービスの提供
市場部門	：	海外支店・子会社ネットワークを通じての金融サービスの提供及び国内外の有価証券投資などの市場運用業務・資金繰りの管理
その他	：	上記各部門に属さない管理業務等

2 主要な経営指標等の推移

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
		(自2014年 4月1日 至2015年 3月31日)	(自2015年 4月1日 至2016年 3月31日)	(自2016年 4月1日 至2017年 3月31日)	(自2017年 4月1日 至2018年 3月31日)	(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)
連結経常収益	百万円	650,326	717,672	758,298	840,206	870,361
うち連結信託報酬	百万円	99,625	104,043	108,418	109,377	112,636
連結経常利益	百万円	237,570	238,380	179,379	220,620	137,528
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	159,773	159,583	114,308	168,203	103,979
連結包括利益	百万円	527,021	41,222	117,607	193,471	48,424
連結純資産額	百万円	2,468,243	2,470,166	2,486,626	2,564,400	2,127,323
連結総資産額	百万円	38,309,785	45,685,976	44,591,967	46,610,840	37,345,649
1株当たり純資産額	円	688.68	675.66	682.28	707.18	684.43
1株当たり 当期純利益	円	47.41	47.04	33.62	49.36	31.03
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益	円	47.27	47.02	33.60	-	-
自己資本比率	%	6.05	5.02	5.20	5.17	5.66
連結自己資本利益率	%	7.59	6.91	4.95	7.11	4.59
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,741,422	5,255,916	185,760	1,905,742	1,946,337
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	886,569	234,826	2,636,977	143,126	1,569,631
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	124,521	15,897	19,835	514	497,005
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	5,334,244	10,346,133	12,769,943	15,359,457	14,468,038
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	11,757 [2,570]	12,602 [2,672]	13,015 [2,665]	12,825 [2,622]	12,340 [2,443]
合算信託財産額	百万円	189,514,792	197,313,308	208,850,000	232,977,344	257,762,911

(注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 2017年度及び2018年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 連結株価収益率につきましては、株式が非上場であるため、記載していません。

5. 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額(職務分担型共同受託方式により受託している信託財産を含む)を合算しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社です。

6. 2018年度より、連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更したため、2017年度及び2018年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」には、当該変更後の数値を記載しております。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
経常収益	百万円	531,226	571,346	622,721	704,515	732,794
うち信託報酬	百万円	86,728	90,917	94,645	96,401	99,258
経常利益	百万円	210,078	206,507	164,488	206,093	114,519
当期純利益	百万円	140,757	159,981	120,254	186,754	95,135
資本金	百万円	324,279	324,279	324,279	324,279	324,279
発行済株式総数	千株	普通株式 3,369,443 第一回優先 株式 -	普通株式 3,399,187	普通株式 3,399,187	普通株式 3,408,662	普通株式 3,497,754
純資産額	百万円	2,200,649	2,233,512	2,251,695	2,347,465	2,055,140
総資産額	百万円	36,271,336	40,320,504	41,336,180	42,635,723	33,713,809
預金残高	百万円	12,741,410	13,345,415	16,334,673	15,307,147	12,999,578
貸出金残高	百万円	12,609,827	13,192,538	14,283,249	14,514,713	4,643,676
有価証券残高	百万円	17,186,742	17,426,047	13,829,880	13,665,278	13,755,938
1株当たり純資産額	円	653.11	657.07	662.42	688.67	665.18
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	円 (円)	普通株式 22.04 第一回優先 株式 - (普通株式 11.51) (第一回優先 株式 -)	普通株式 21.48 (普通株式 6.59)	普通株式 26.22 (普通株式 5.56)	普通株式 27.61 (普通株式 5.58)	普通株式 15.72 (普通株式 4.28)
1株当たり 当期純利益	円	41.77	47.16	35.37	54.81	28.39
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益	円	41.77	-	-	-	-
自己資本比率	%	6.06	5.53	5.44	5.50	6.09
自己資本利益率	%	7.00	7.21	5.36	8.12	4.32
配当性向	%	52.75	45.54	74.11	50.37	53.75
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	6,879 [1,495]	6,963 [1,575]	6,959 [1,665]	7,011 [1,725]	6,457 [1,574]
信託財産額 (含 職務分担型共 同受託財産)	百万円	73,316,071 (146,323,327)	82,820,257 (153,710,390)	92,207,290 (160,666,790)	110,973,724 (180,686,086)	121,133,005 (194,045,337)
信託勘定貸出金残高 (含 職務分担型共 同受託財産)	百万円	112,376 (112,376)	150,571 (150,571)	204,237 (204,237)	306,755 (306,755)	360,708 (360,708)
信託勘定有価証券残高 (含 職務分担型共 同受託財産)	百万円	369,975 (58,086,929)	504,586 (53,614,888)	475,566 (53,054,465)	415,605 (53,976,806)	515,104 (58,002,805)

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第11期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりませ
ん。

3. 第14期中間配当についての取締役会決議は2018年11月12日に行いました。

4. 1株当たり配当額のうち臨時配当を第10期に4.32円、第11期に9.31円、第12期に13.57円、第13期に9.28円、第14期に6.15円含めております。
5. 第12期、第13期に現物配当を実施しておりますが、1株当たり配当額に含めておりません。
6. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 株価収益率につきましては、株式が非上場であるため、記載しておりません。
8. 株主総利回りの推移につきましては、株式が非上場であるため、記載しておりません。
9. 事業年度別最高・最低株価につきましては、株式が非上場であるため、記載しておりません。
10. 信託財産額、信託勘定貸出金残高及び信託勘定有価証券残高には、()内に職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(「職務分担型共同受託財産」という。)を含んだ金額を記載しております。
11. 信託財産額(含 職務分担型共同受託財産)は、自己信託に係る分を除いております。自己信託に係る信託財産額は、第12期15億円、第13期15億円、第14期15億円であります。

(3) 【経理の状況】

本信託受託者の経理の状況については、以下に掲げる書類をご参照ください。

(1) 受託者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第14期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日) 2019年6月27日に関東財務局長に提出。

半期報告書

事業年度 第15期中 (自2019年4月1日 至2019年9月30日) 2019年11月29日に関東財務局長に提出。

臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書 2020年1月17日に関東財務局長に提出。

訂正報告書

該当事項はありません。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

該当事項はありません。

(4) 【利害関係人との取引制限】

本信託受託者は、信託法及び兼営法において準用する信託業法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為及び取引が禁止されています。

(1) 信託法により禁止される行為(信託法に定める例外に該当するものを除きます。)

信託財産に属する財産(当該財産に係る権利を含む。)を固有財産に帰属させ、又は固有財産に属する財産(当該財産に係る権利を含む。)を信託財産に帰属させること

信託財産に属する財産(当該財産に係る権利を含む。)を他の信託の信託財産に帰属させること

第三者との間において信託財産のためにする行為であって、自己が当該第三者の代理人となつて行うもの
信託財産に属する財産につき固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又はその利害関係人と受益者との利益が相反することとなるもの

(2) 兼営法において準用する信託業法により禁止される取引(兼営法において準用する信託業法に定める例外に該当するものを除きます。)

自己又はその利害関係人と信託財産との間における取引

一の信託の信託財産と他の信託の信託財産との間の取引

第三者との間において信託財産のためにする取引であつて、自己が当該第三者の代理人となつて行うもの。

但し、本信託受託者は、信託法及び兼営法において準用する信託業法に定める例外として、本信託契約において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第23条第3項の要件を充足する場合に限り、自己又はその利害関係人と本信託財産との間における取引として、以下の取引を行うことができるものとされており

- ・ 本信託財産に属する金銭の本信託受託者の銀行勘定に対する預金及び貸付けによる運用(本信託契約第5条第3号)。
- ・ 本信託受託者の利害関係人に対する信託事務の一部の委託(本信託契約第10条)。
- ・ 本信託受託者の利害関係人からの裏付証券の取得(本信託契約第7条)。
- ・ 本信託受託者の利害関係人に対する裏付証券の売却(本信託契約第32条第1項第2号から第4号)。
- ・ 本信託受託者の利害関係人に対する償還対象受益権の売却(本信託契約第33条第1項)。
- ・ その他本信託契約に定める場合、又は兼営法第2条第1項の準用する信託業法第29条第2項に定める方法により受益者の承認を得た場合における、本信託受託者又はその利害関係人と本信託財産との間における取引。

なお、本信託受託者は、当該取引をした場合には、兼営法第2条第1項の準用する信託業法第29条第3項及び第4項に定める書面を作成し、受益者に交付します。

(5) 【その他】

該当事項はありません。

2【委託者の状況】

委託者が発行者（金融商品取引法第2条第5項に規定する発行者をいう。）とならないため、該当事項なし。

3【その他関係法人の概況】

A 委託者・引受人・スワップ相手方

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

(a) 名称	(b) 資本金の額 (2019年3月末現在)	(c) 事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいる。

(2)【関係業務の概要】

委託者として、本信託を設定し、日本国債の購入指図その他の指図を行う。

本信託社債の引受人として、本信託社債の引受け及び募集を行う。

また、スワップ相手方として、本信託受託者との間でスワップ契約を締結し、スワップ取引を行う。

(3)【資本関係】

該当事項なし。

(4)【役員の兼職関係】

該当事項なし。

(5)【その他】

経理の概況

イ) 最近2事業年度末及び直近の第3四半期末における主な資産、負債の概況(単位:百万円)

	2018年3月31日現在	2019年3月31日現在	2019年12月31日現在
資産合計	12,480,089	10,914,876	13,391,579
負債合計	11,813,903	10,263,927	12,756,595
純資産合計	666,186	650,948	634,984

ロ) 最近2事業年度及び直近の第3四半期累計期間における損益の概況(単位:百万円)

	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日
営業利益	122,970	47,821	31,934
経常利益	123,047	48,119	33,810
当期純利益	77,273	34,252	24,036

その他

本書提出日現在、発行会社は、野村證券株式会社について、本信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実は認識していない。

B 事務委任先

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

(a) 名称	(b) 資本金の額 (2019年3月末現在)	(c) 事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に定める銀行業及び兼営法に定める信託業務を営んでいる。

(2) 関係業務の概要

本信託の信託事務の委任先として、本信託受託者との有価証券管理サービス契約に基づき、本信託に関する信託事務のうち証券管理事務等を行う。

(3) 資本関係

本書提出日現在、発行会社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の株式46.5%を保有している。

(4) 役員の兼職関係

本書提出日現在、下記の者は発行会社の役員又は従業員を兼務している。

取締役（非常勤） 庵 栄治（三菱UFJ信託銀行株式会社 専務執行役員）

取締役（非常勤） 大森 治朗（三菱UFJ信託銀行株式会社 執行役員）

監査役（非常勤） 辻 義輝（三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役常勤監査等委員）

(5) その他

本書提出日現在、発行会社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社について、本信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実は認識していない。

C 社債管理者

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

(a) 名称	(b) 資本金の額 (2019年3月末現在)	(c) 事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に定める銀行業及び兼営法に定める信託業務を営んでいる。

(2) 関係業務の概要

発行会社との間で社債管理委託契約を締結し、社債管理者として、社債権者のために本信託社債の管理を行う。

(3) 資本関係

該当事項なし。

(4) 役員の兼職関係

該当事項なし。

(5) その他

本書提出日現在、発行会社は、野村信託銀行株式会社について、本信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実は認識していない。

D 財務代理人

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

(a) 名称	(b) 資本金の額 (2019年3月末現在)	(c) 事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,900百万円	銀行法に定める銀行業を営んでいる。

(2) 関係業務の概要

本信託の信託事務の委任先として、発行会社との間で財務代理契約を締結し、財務代理人として、本信託に関する信託事務のうち業務規程等に基づく本信託社債の発行代理人及び支払代理人に係る業務等を行う。

(3) 資本関係

本書提出日現在、発行会社の株式100%を保有している株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは、株式会社三菱UFJ銀行の株式100%を保有している。

(4) 役員の兼職関係

該当事項なし。

(5) その他

本書提出日現在、発行会社は、株式会社三菱UFJ銀行について、本信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実は認識していない。

第4【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されている。

2019年8月21日 第8期(自 2018年12月12日 至 2019年6月11日)有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2020年2月26日

三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「信託財産の経理状況」に掲げられている第24回2020年3月満期ETF償還条項付円建信託社債(デジタルクーポン型・早期償還条項付)(基準価額参照型)(責任財産限定特約付)対象証券:NEXT FUNDS 不動産(TOPIX-17)上場投信(証券コード:1633)発行信託(以下、「信託社債発行信託」という。)の2019年6月12日から2019年12月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信託社債発行信託の2019年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ信託銀行株式会社及び信託社債発行信託と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。